

**宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第三期）**  
**（令和4年度～令和6年度）**

**令和4年3月**

**宮城県**

## 目次

### はじめに

1	第三期基本計画の策定趣旨	1
2	基本計画の性格	1
3	基本理念	3
4	県の責務	3
5	計画期間	4
6	基本計画の推進	4
	(参考)「関係機関」等の定義	4

### I 第二期基本計画の実施状況の検証

1	第二期基本計画の実施状況	5
2	第二期基本計画の評価	9
	(参考) 支援施策に対して関係機関から多く寄せられた意見	9

### II 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1	中小企業・小規模事業者の実態	
	(1) 企業数	10
	(2) 企業従業者数	10
	(参考)「中小企業」と「小規模事業者」について	10
	(3) 業種別企業等数	11
	(4) 業種別従業者数	11
2	日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状	
	(1) 日本を取り巻く社会経済情勢	12
	(2) 宮城県の現状	16
3	中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正	22
4	東日本大震災で被災した中小企業・小規模事業者の状況	22
5	中小企業・小規模事業者の震災復興に関するデータ	23

### III 中小企業・小規模事業者の振興のあり方について

1	関係機関の意見	24
2	中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点	
	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援	25
	(2) ビジネスプラン等に基づく戦略的な経営の促進	25
	(3) 事業継続力と競争力を高めるデジタル化の推進	25
	(4) 創業から事業承継まで事業者に寄り添った伴走型支援	26
	(5) 事業者の視点に立った情報発信	26

3 中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組	
(1) 小規模事業者に寄り添った支援	2 7
(2) 事業継続力と競争力の強化に向けた支援	2 7
(3) 産業の担い手の確保・育成と環境の整備	2 7
(4) デジタル化・D Xの促進に向けた支援	2 7
(5) 事業承継対策への支援	2 8

#### IV 具体的な施策と取組

1 経営の革新等	2 9
2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保	3 1
3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進	3 3
4 資金の供給の円滑化	3 5
5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進	3 6
6 産業の集積等	4 0
7 商業の振興等	4 2
8 地域資源の活用等	4 3
9 事業承継への支援	4 5
10 災害発生後における支援	4 6

#### V 計画の進行管理

1 推進に当たっての関係機関との連携	4 8
2 施策の展開のための情報発信	4 8
3 実施状況の公表と基本計画の見直し	
(1) 基本計画の公表	4 8
(2) 施策の実施状況の検証と公表	4 8
(3) 基本計画の見直し	4 8
(参考)	
○ 中小企業・小規模企業の振興に関する条例	5 0
○ 新・宮城の将来ビジョン実施計画	
(前期：令和3年度～令和6年度)の主な目標指標	5 3

## 1 第三期基本計画の策定趣旨

本県では、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「新・宮城の将来ビジョン」を令和2年12月に策定したところです。

中小企業・小規模事業者の振興については、本県の産業活力の源泉であり、地域社会を支える重要な存在であることから、議員提案による「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」（以下「条例」という。）が平成27年7月に公布・施行されるとともに、条例第23条に基づき、平成28年3月に「中小企業・小規模事業者振興基本計画」（計画期間：平成28年度～平成30年度）（以下「第一期基本計画」という。）を策定、平成31年3月には「中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）」（計画期間：令和元年度～令和3年度）（以下「第二期基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模事業者の振興と持続的発展のため、支援施策の総合的な推進を図ってきました。

第二期基本計画の計画期間が終期を迎えることから、令和4年度～令和6年度までを新たな計画期間とする「中小企業・小規模事業者振興基本計画（第三期）」（以下「第三期基本計画」という。）として改定することとし、この第三期基本計画においては、条例に定める支援団体や金融機関等、市町村などの関係機関からの意見を十分に踏まえるとともに、これまでの支援施策の成果と課題を踏まえ、引き続き条例の基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興が図られるよう総合的な支援施策を展開していきます。

## 2 基本計画の性格

本基本計画は、「新・宮城の将来ビジョン」の個別計画の性格を有しています。また、県の産業施策に関する他計画との関係では、各々の分野における産業振興の方針等に関しては、分野毎の個別計画によって推進することとし、本基本計画では、中小企業・小規模事業者への支援のあり方等について総合的な調整を図り、他の個別計画と相互に連携しながら計画目的の達成を目指していきます。

なお、「新・宮城の将来ビジョン」のアクションプランである「新・宮城の将来ビジョン実施計画（前期：令和3年度～令和6年度）」の主な指標としては、次のようなものがあります。

### 【実施計画の主な指標】

目標指標（KPI）	初期値	目標値
企業立地件数（累計）	347件（R1年）	465件（R6年）
製造品出荷額等（食料品製造業を除く）	40,080億円（H30年）	41,289億円（R6年）
サービス業の付加価値額	27,720億円（H29年度）	28,560億円（R6年度）

# 宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画の位置付け



### 3 基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模事業者の振興は、以下の点を基本理念とした上で推進することとされています。

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということ踏まえ推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。
- 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

### 4 県の責務

条例第4条において、県は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有するとされており、その項目については、条例第11条から第22条までに掲げられています。

- **経営の革新等（第11条）**
  - ・経営の革新、経営基盤の強化、創業や新たな事業の創出促進のための相談及び支援の体制の整備、情報の提供など
- **国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保（第12条）**
  - ・販路の開拓・取引拡大支援のための取引機会の提供や、相談・支援の体制の整備など
  - ・県工事発注や物品・役務調達の際の、中小企業・小規模企業者の受注機会の確保
- **産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進（第13条）**
  - ・中小企業・小規模企業者の技術・新商品の開発促進のための産学官金の連携の促進や、企業間の連携の促進など
- **資金の供給の円滑化（第14条）**
  - ・中小企業・小規模企業者に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度の充実など
- **人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進（第15条）**
  - ・事業活動を担う人材育成と確保を図るための勤労観・職業観の醸成や、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進など
  - ・ワーク・ライフ・バランス等に配慮した雇用環境整備の促進を図るための情報の提供、経営管理者への啓発など
- **産業の集積等（第16条）**
  - ・中小企業・小規模企業者の振興を図るための地域特性に応じた企業立地促進など
- **商業の振興等（第17条）**
  - ・商業を振興するための商店街の活性化や、まちづくりの推進を図る活動の支援など

- **地域資源の活用等（第18条）**
  - ・農商工等連携による事業活動の促進や技術の継承支援などの多様な地域資源の活用による振興
- **事業承継への支援（第19条）**
  - ・円滑な事業承継のための後継者の育成支援など
- **災害発生後における支援（第20条）**
  - ・中小企業・小規模企業者が、東日本大震災からの復興を図るのに必要な施策の実施
  - ・地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業者が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるような施策の実施
- **小規模企業者への配慮（第21条）**
  - ・上記の施策を行う際の小規模企業者への特段の配慮と小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進など
- **市町村への支援（第22条）**
  - ・中小企業・小規模企業者支援施策に係る市町村への情報提供や助言など

## 5 計画期間

第三期基本計画の計画期間は、経済情勢の変化等に的確に対応するため、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

## 6 基本計画の推進

条例においては、県の責務のみならず、「中小企業・小規模企業支援団体の役割（第6条）」、「金融機関等の役割（第7条）」、「教育機関等の役割（第8条）」及び「大企業者の役割（第9条）」が定められています。

第三期基本計画の推進に当たっては、引き続き、支援団体を始めとする関係機関との意見交換等により毎年度施策の検証を行いながら、お互いの役割を踏まえて共に協力し合い施策を推進していきます。

### （参考）「関係機関」等の定義

本計画において、「関係機関」等の用語及び機関名については、以下のとおり整理しています。

なお、「中小企業・小規模企業支援団体」、「金融機関等」及び「教育機関等」については条例の定義に基づきます。（巻末資料参照）

		機関名（下線のある機関は条例に記載されているもの）
関係機関	中小企業・小規模企業支援団体	商工会，宮城県商工会連合会， <u>商工会議所</u> ，宮城県商工会議所連合会， <u>宮城県中小企業団体中央会</u> ，公益財団法人みやぎ産業振興機構，宮城県事業承継・引継ぎ支援センター，よろず支援拠点，中小企業基盤整備機構東北本部，一般社団法人みやぎ工業会， <u>その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体</u>
	金融機関等	銀行， <u>信用金庫</u> ，宮城県信用金庫協会， <u>信用協同組合</u> ，宮城県信用組合協会，日本政策金融公庫，商工組合中央金庫， <u>その他の金融業を行う者</u> ，宮城県信用保証協会
	教育機関等	大学， <u>高等専門学校</u> ， <u>その他の教育機関</u> ， <u>大学共同利用機関</u> ， <u>その他の研究機関</u> ， <u>公共職業能力開発施設</u>
	行政	東北経済産業局，宮城労働局，各市町村

## I 第二期基本計画の実施状況の検証

「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」の推進に当たり、県はこれまで県内の中小企業・小規模事業者の現状や関係機関からの意見聴取の結果などを踏まえ、各種支援施策を実施してきました。

### 1 第二期基本計画の実施状況

#### 施策1 経営の革新等

中小企業等の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び生産性改善等に向けた取組を行うため、相談体制の整備や技術改善の支援、創業資金の助成、生産性向上に資する新たな設備導入などの支援を実施しました。

特に、「小規模事業者伴走型支援体制強化事業」等による小規模事業者への伴走型支援体制の強化に向けた支援や「スタートアップ加速化支援事業」等の創業支援施策については、支援団体及び事業者から高い評価を得ており、引き続きこれらの支援を継続していく必要があります。

##### 小規模事業者伴走型支援体制強化事業実績

	H30	R1	R2
セミナー	40回	74回	80回
個別指導	542回	533回	470回

##### スタートアップ加速化支援事業実績

	H30	R1	R2
補助件数	45件	44件	25件

#### 施策2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

中小企業等の国内外における販路開拓及び取引拡大の支援のため、オンライン開催を含めた商談会の開催やマッチング支援、技術的支援等を実施しました。また、工事の発注等において、中小企業等の受注機会の確保に努めました。

みやぎ産業振興機構を通じて実施している「中小企業販路開拓総合支援事業」では、専門家を活用したマーケティング調査や営業力向上のための支援を実施したほか、「販路拡大推進支援事業」等において商談会を実施し、県内事業者の販路回復・拡大につなげることができ、引き続きこれらの支援を継続していく必要があります。

##### 中小企業販路開拓総合支援事業実績

	H30	R1	R2
市場投入支援	15社	8社	6社
営業力向上支援	-	10社	14社
引き合わせ支援	23社	16社	15社
引き合わせ件数	111件	62件	82件

※H30の事業名は「みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業」



### 施策3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

産学官金の連携による技術・商品開発の支援のほか、高度電子機械産業・自動車関連産業・食品製造業等に関する企業間連携構築を強化する取組を実施しました。

「新規参入・新産業創出等支援事業」は、高度電子機械産業等での新産業創出を促進するため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用の一部を支援する事業を行ったほか、「KCみやぎ推進事業」において、技術相談や産学共同研究会の運営等により、県内企業のものづくり基盤技術の高度化を支援しており、競争力向上や新産業の創出のため、引き続き、同事業を始めとして産学官金の連携の促進を支援していく必要があります。

#### KCみやぎ推進事業実績

	H30	R1	R2
企業からの学術機関に対する相談件数	599 件	624 件	556 件
産学共同研究会	10 件	10 件	9 件

### 施策4 資金の供給の円滑化

中小企業等の経営の安定のほか、経済情勢の変化や自然災害等への迅速な対応など、利用しやすく、ニーズに応じた県融資制度を構築しました。また、事業規模拡大など、成長のための資金についても支援を実施しました。特に、東日本大震災からの復旧・復興に係る制度融資のほか、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症などの対応については事業者及び支援団体から高い評価を得ており、引き続き情勢の変化に対応した金融支援を継続していきます。

#### 資金供給支援事業実績（数値は令和2年度実績）

	件数	金額
中小企業金融対策事業	新規融資 18,893 件	347,575,193 千円
中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業	貸付実行 29 件	3,015,590 千円

### 施策5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

関係機関と連携し、学校教育段階からの職業観の醸成を図ったほか、雇用のミスマッチをできる限り解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、みやぎジョブカフェや地学地就コーディネーターなどによる各種就職支援を実施しました。また、高度IT人材の育成など産業人材育成の体制整備に取り組んだほか、女性や中高年齢者、障害者等の雇用についても事業主を支援しました。

引き続き、県内での就職・就業や定着を促進するとともに、女性や高齢者等が柔軟に働き続けることができる環境の整備など対応を強化する必要があります。

#### 人材育成及び就職支援事業実績

	H30	R1	R2
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 (新規企業訪問)	199 件	184 件	194 件
若年者就職支援ワストップセンター設置事業 (利用者数)	6,843 人	5,216 人	5,735 人
障害者雇用アシスト事業 (就職件数)	186 件	184 件	105 件

## 施策6 産業の集積等

中小企業等の活性化を促進するため、高度電子機械産業や自動車関連産業、食品製造業などの誘致を進めるとともに、工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行い、県内産業の活性化と雇用機会の創出を図りました。次世代放射光施設などの研究機関を活用しながら、県内企業の技術力の向上や新しい企業価値の創出に取り組む必要があります。

自動車関連産業特別支援事業実績

	H30	R1	R2
県内企業の新規受注件数	58 件	42 件	50 件
展示商談会開催、出展支援	4 件 (延べ 40 社展示)	3 件 (延べ 29 社展示)	2 件 (延べ 27 社展示)
自動車技術研修参加企業	69 社	33 社	73 社
生産現場改善	個別 6 社 集合 48 社	個別 7 社 集合 76 社	個別 5 社 集合 60 社

## 施策7 商業の振興等

次世代を見据えた商店街の構築を図るため「次世代型商店街形成支援事業」など、持続的で発展的な商店街の構築を支援したほか、少子高齢化、人口減少等による環境変化に対応するためのハード事業やソフト事業に取り組む商工団体等を支援しました。支援団体からは、引き続き商店街を活性化させるための取組の充実・強化が求められています。

次世代型商店街形成支援事業実績

	H30	R1	R2
商店街ビジョン形成	—	3 件	2 件
課題解決支援	—	1 件	2 件

## 施策8 地域資源の活用等

農林水産資源を活用した新製品開発、販路拡大等の取組、6次産業化等の農商工・企業間連携の促進に関する取組、農林水産物のブランド化や食の安全安心に関する取組に対する支援を実施しました。また、交流人口や関係人口の拡大に向け、宮城の魅力ある観光資源を全国に発信するため、観光キャンペーンを実施したほか、受入環境整備の一環として、観光地域づくり法人（DMO）と地域が主体となった観光資源の発掘・磨き上げの支援やガイド人材の育成などを行いました。農林水産資源や観光資源を活用した振興施策については、地域活性化につながることを期待されることから、今後の観光需要の回復に向けて、旅行者や観光事業者等が感染症への安全・安心の対策を講じた上で、回復フェーズに応じた観光事業者等への支援のほか、地域の魅力の再発見や磨き上げ、新しい旅行スタイルの需要拡大に備えて取り組んでいく必要があります。

加工直売・6次産業化支援事業実績

	H30	R1	R2
商品開発支援	11 件	31 件	6 件
販路・取引拡大支援	10 件	2 件	69 件

※H30, R1 の事業名は「みやぎ6次産業化・農商工連携支援事業」

## 施策9 事業承継への支援

中小企業等が円滑に事業の承継を行うことができるよう、商工会・商工会議所、金融機関等など宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断を通じて、早期準備を促すとともに、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携した普及啓発などを実施しました。今後も、同ネットワークによるニーズの掘り起こしの強化や、国の事業である専門家派遣、第三者承継やM&A支援を活用するほか、事業承継税制等の支援策を周知するなど、関係機関と連携して事業承継支援に取り組んでいく必要があります。

### 事業承継支援事業実績

	H30	R1	R2
事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断件数	1,526件	2,004件	2,439件
事業承継税制認定件数	23件	27件	25件

## 施策10 災害発生後における支援

中小企業等が東日本大震災からの復興を早期に実現できるよう、被災施設等の復旧や事業再生のため、補助、融資等を実施したほか、専門家による相談助言や風評被害払拭のための情報発信も行いました。また、災害時における中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するため、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症などにおいて、金融対策を始めとする各種支援策を講じました。今後も災害発生時にはニーズに応じた支援に取り組んでいく必要があります。

### 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）による支援状況 （平成23年度から令和2年度の累計）

	件数等
認定件数	381件（グループ）
交付決定件数	4,480件
当初交付決定額	2,814.3億円

### 復興企業相談助言事業実績

	H30	R1	R2
相談助言事業	28者（131回）	30者（148回）	30者（140回）
フォローアップ事業	358者（541回）	365者（658回）	366者（673回）

### 新型コロナウイルス感染症に対する支援実績（数値は令和2年度）

	件数
新型コロナウイルス感染症対応資金	融資件数 16,438件
中小企業等再起支援事業	補助件数 2,903件

## 2 第二期基本計画の評価

条例及び基本計画の策定により、県の責務や中小企業・小規模事業者に関する振興の方向性が明らかになり、支援施策や取組の全体が「見える化」されたとともに、条例に基づき第一期基本計画から継続して毎年度実施している施策の検証作業により、商工会や商工会議所等の支援団体との意見交換を通じて、地域の中小企業等の経営実態を把握することができ、事業者や支援機関のニーズに応じた支援策等を県の施策に反映させる仕組みが継続的に行われています。これらはいずれも大きな成果であるといえます。

施策の実施状況においては、各種施策が概ね効果的に実施されており、その効果を評価する意見のほか、施策を構成する各事業の実施に当たっては、振興施策を考える着眼点を踏まえた取組となっているとの意見が寄せられたところです。

また、新たに発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、県内においても政府による緊急事態宣言が発出されるなど、中小企業・小規模事業者への影響は大きく、関係機関や市町村などから多種多様な意見が寄せられました。主なものは、事業継続に向けた資金繰りや販路開拓支援など県の各種支援策等を評価する意見がある一方、中小企業・小規模事業者に対する迅速な情報伝達や、国や県、市町村の様々な支援策がある中、どの支援策が活用できるのか判断に時間を要したなどの改善を求める意見もありました。

このような意見を踏まえ、第三期基本計画においては、施策の周知などを含め関係機関と緊密に連携し、社会情勢を踏まえた支援に取り組んでいくとともに、各種施策が効果的に推進されるよう努めていくこととします。

### (参考) 支援施策に対して関係機関から多く寄せられた意見

#### (1) 支援団体からの意見

- ・新型コロナ対応のための補助金、支援金は事業者に対し有効であった。
- ・販路拡大に向けた支援を引き続き望む。
- ・人材育成は企業力向上につながる重要な要素である。
- ・事業承継に向けた掘り起こしが必要である。
- ・小規模事業者に対する伴走型支援が重要である。
- ・事業承継に関して、経営者に対するアプローチが難しい。
- ・各支援策が東日本大震災からの復興に効果的であった。

#### (2) 金融機関等からの意見

- ・創業支援は地域の活性化に大きく寄与している。
- ・グループ補助金や高度化スキーム貸付など東日本大震災からの復興支援に関して大きな効果があった。
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金など迅速な対応がなされた。

#### (3) 市町村からの意見

- ・国内外における販路開拓など十分に推進されている。
- ・新型コロナ対応の融資制度における事業者負担軽減は今後も必要である。
- ・商業振興に関し多くの事業が実施されている。
- ・地域資源を活用した地域活性化は不可欠である。

## II 本県の中小企業・小規模事業者の現状

### 1 中小企業・小規模事業者の実態

#### (1) 企業数

本県の企業数合計に占める中小企業数の構成比は99.8%、小規模事業者数の構成比が84.2%と、全国と同様に高い比率となっています。

	年	中小企業				大企業		企業数合計
		企業数	構成比(%)	うち小規模事業者		企業数	構成比(%)	
				企業数	構成比(%)			
全国	2012	3,852,934	99.7	3,342,814	86.5	10,596	0.3	3,863,530
	2014	3,809,228	99.7	3,252,254	85.1	11,110	0.3	3,820,338
	2016	3,578,176	99.7	3,048,390	84.9	11,157	0.3	3,589,333
宮城県	2012	59,565	99.8	51,274	85.9	135	0.2	59,700
	2014	61,685	99.8	52,151	84.4	134	0.2	61,819
	2016	59,314	99.8	50,049	84.2	144	0.2	59,458

資料：中小企業白書（2021年版）

#### (2) 企業従業者数

本県の従業者数に占める中小企業の従業者数の構成比は、84.6%、小規模事業者の従業者数の構成比が28.4%と、いずれも全国より高い比率となっています。

	年	中小企業				大企業		従業者数合計
		従業者数	構成比(%)	うち小規模事業者		従業者数	構成比(%)	
				従業者数	構成比(%)			
全国	2012	32,167,484	69.7	11,923,280	25.8	13,971,459	30.3	46,138,943
	2014	33,609,810	70.1	11,268,566	23.5	14,325,652	29.9	47,935,462
	2016	32,201,032	68.8	10,437,271	22.3	14,588,963	31.2	46,789,995
宮城県	2012	496,876	85.1	186,263	31.9	86,865	14.9	583,741
	2014	532,834	85.1	185,735	29.7	93,375	14.9	626,209
	2016	528,256	84.6	177,092	28.4	96,276	15.4	624,532

資料：中小企業白書（2021年版）

#### (参考) 「中小企業」と「小規模事業者」について

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。また、小規模事業者とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②から④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

### (3) 業種別企業等数

本県の業種別企業等の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて建設業の割合が2.2ポイント高く、製造業の割合が3.9ポイント低くなっています。

全国				宮城県			
順位	業種	企業等数	構成比	順位	業種	企業等数	構成比
1	卸売業、小売業	835,134	23.3%	1	卸売業、小売業	14,002	23.5%
2	宿泊業、飲食サービス業	510,434	14.2%	2	建設業	8,462	14.2%
3	建設業	430,999	12.0%	3	宿泊業、飲食サービス業	7,968	13.4%
4	製造業	382,478	10.7%	4	生活関連サービス業、娯楽業	6,744	11.3%
5	生活関連サービス業、娯楽業	363,581	10.1%	5	不動産業、物品賃貸業	5,228	8.8%
6	不動産業、物品賃貸業	300,283	8.4%	6	製造業	4,044	6.8%
7	医療、福祉	207,318	5.8%	7	医療、福祉	3,336	5.6%
8	学術研究、専門・技術サービス業	182,446	5.1%	8	学術研究、専門・技術サービス業	2,993	5.0%
9	サービス業（他に分類されないもの）	131,094	3.7%	9	サービス業（他に分類されないもの）	2,389	4.0%
10	教育、学習支援業	101,799	2.8%	10	教育、学習支援業	1,720	2.9%
11	運輸業、郵便業	67,456	1.9%	11	運輸業、郵便業	1,452	2.4%
12	情報通信業	43,006	1.2%	12	金融業、保険業	514	0.9%
13	金融業、保険業	27,609	0.8%	13	情報通信業	497	0.8%
14	複合サービス事業	3,376	0.1%	14	複合サービス事業	66	0.1%
15	鉱業、採石業、砂利採取業	1,314	0.0%	15	鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.0%
16	電気・ガス・熱供給・水道業	1,006	0.0%	16	電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.0%
	合計	3,589,333	100.0%		合計	59,458	100.0%

資料：中小企業白書（2021年版）、平成28年経済センサス-活動調査

### (4) 業種別従業者数

本県の業種別従業者数の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて建設業、電気・ガス等の割合が高く、情報通信業、金融業、保険業等の割合が低くなっています。

全国				宮城県			
順位	業種	従業者数	構成比	順位	業種	従業者数	構成比
1	卸売業、小売業	10,700,216	22.9%	1	卸売業、小売業	154,270	24.7%
2	製造業	9,496,692	20.3%	2	製造業	88,655	14.2%
3	宿泊業、飲食サービス業	4,927,785	10.5%	3	建設業	86,490	13.8%
4	サービス業（他に分類されないもの）	3,917,946	8.4%	4	宿泊業、飲食サービス業	65,330	10.5%
5	建設業	3,663,454	7.8%	5	サービス業（他に分類されないもの）	46,380	7.4%
6	運輸業、郵便業	2,997,026	6.4%	6	運輸業、郵便業	40,837	6.5%
7	生活関連サービス業、娯楽業	2,208,285	4.7%	7	生活関連サービス業、娯楽業	32,857	5.3%
8	医療、福祉	1,878,464	4.0%	8	医療、福祉	27,648	4.4%
9	情報通信業	1,575,414	3.4%	9	不動産業、物品賃貸業	20,133	3.2%
10	学術研究、専門・技術サービス業	1,427,842	3.1%	10	学術研究、専門・技術サービス業	18,441	3.0%
11	不動産業、物品賃貸業	1,417,708	3.0%	11	電気・ガス・熱供給・水道業	13,827	2.2%
12	金融業、保険業	1,263,750	2.7%	12	情報通信業	11,472	1.8%
13	教育、学習支援業	686,872	1.5%	13	教育、学習支援業	9,192	1.5%
14	複合サービス事業	417,287	0.9%	14	金融業、保険業	8,405	1.3%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	190,835	0.4%	15	鉱業、採石業、砂利採取業	383	0.1%
16	鉱業、採石業、砂利採取業	20,419	0.0%	16	複合サービス事業	212	0.0%
	合計	46,789,995	100.0%		合計	624,532	100.0%

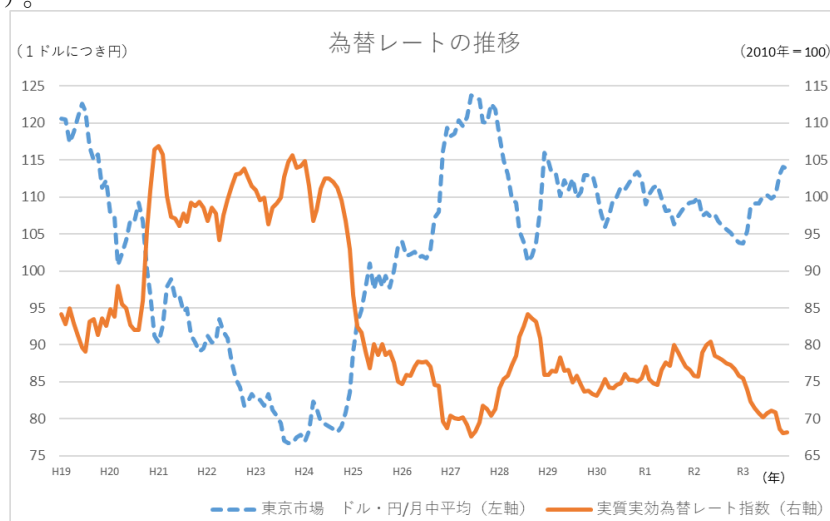
資料：中小企業白書（2021年版）、平成28年経済センサス-活動調査

## 2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状

### (1) 日本を取り巻く社会経済情勢

#### ① 為替の動向

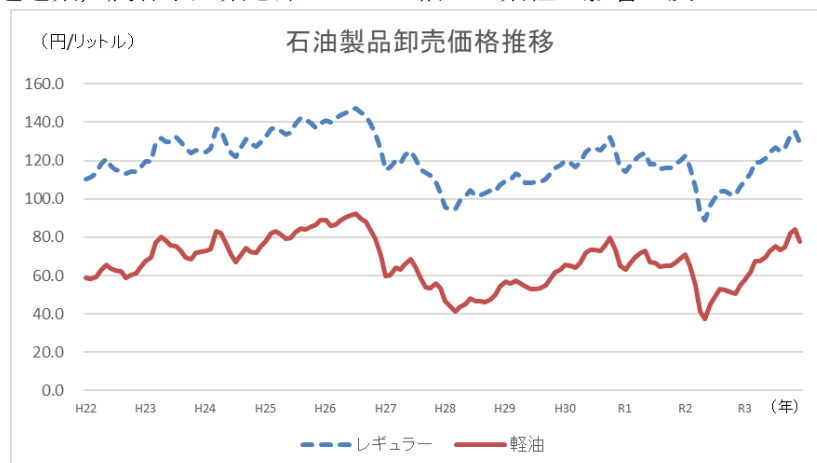
日本銀行が公表している平成22年を100とした実質実効為替レート指数では、リーマンショックの影響を受けて急速な円高が進んだとされる平成20年後半にかけて大きく上昇し、その後、平成24年までは概ね横ばい圏内で推移していました。同年12月から大きく円安に転じたため、一時は70を割り込みましたが、平成27年の後半から若干の上昇を見せ、近年では75前後を推移していましたが、直近では70前後となっています。近年の円の対ドル相場は横ばいでありましたが、足もとでは、米金利の上昇などから円安方向の動きとなっています。円安については、外貨建てによる貿易を行った場合、輸出に関しては有利に働きますが、製品や原材料の輸入に関しては価格の上昇が避けられません。原材料等の上昇分について、生産性の改善、経営改善を行いながら適正な転嫁を行うことが課題とされています。



資料：日本銀行「為替相場（東京インターバンク相場）」

#### ② 石油製品卸売価格の推移

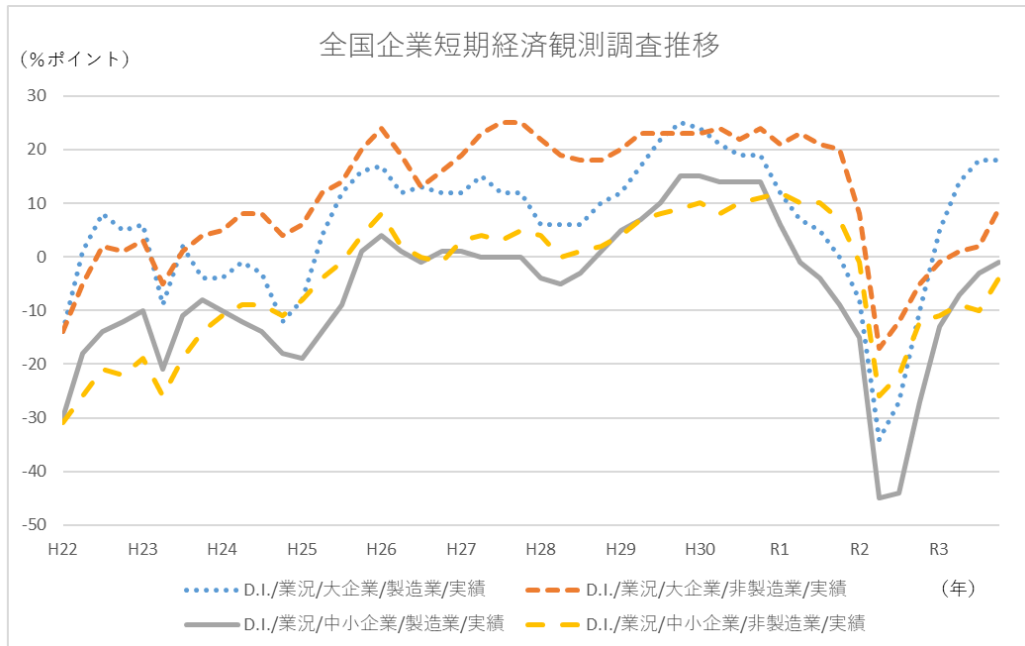
資源エネルギー庁の「石油製品価格調査」（元売会社の特約店向け卸価格（消費税抜き））によると、新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格の下落に加え、世界的な移動自粛の影響等による消費の減少により、大きくガソリン価格も下落しましたが、その後産油国の協調減産や円安の影響により、上昇傾向にあります。製造業、運送業、農林水産業を始めとした幅広い業種に影響が及んでいます。



資料：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

### ③業況判断D Iの推移

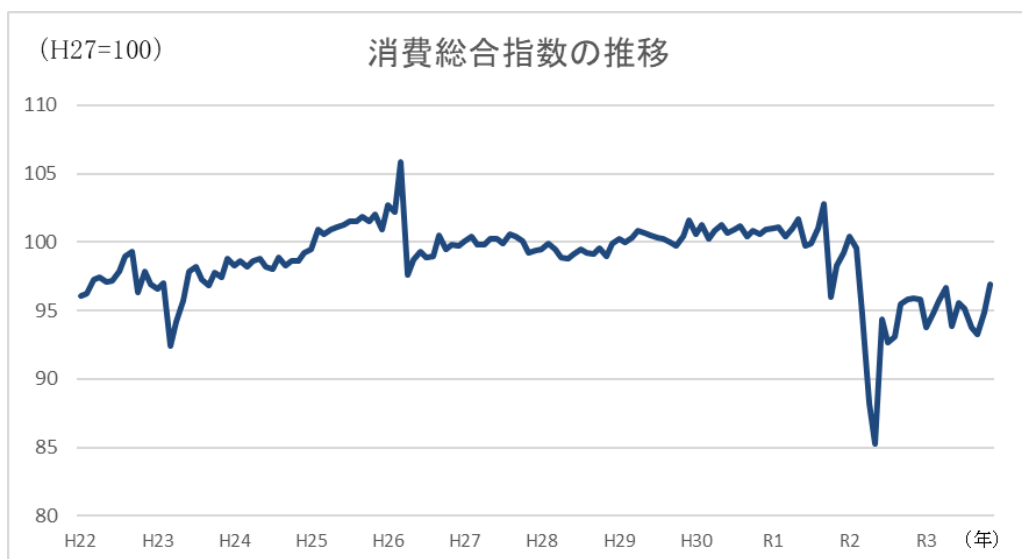
日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」による業況判断D I（最近の業況について「良い」と答えた企業の割合（％）から、「悪い」と答えた企業の割合（％）を引いたもの）では、リーマンショック後、東日本大震災や平成26年4月の消費税率引き上げの影響で落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う反動減や、令和2年前半からの新型コロナウイルス感染症の影響による経済社会活動の停滞により、リーマンショック時を超える大幅な低下となったものの、その後は徐々に回復傾向にあります。



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

### ④個人消費の状況

内閣府の「消費総合指数」では、消費税率引き上げ前の平成26年3月及び令和元年9月において前月から急増したものの、引き上げ後には急激に減少しました。その後、緩やかな回復基調をみせていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に低下しました。令和2年5月を底に徐々に回復傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までは戻っていない状況です。



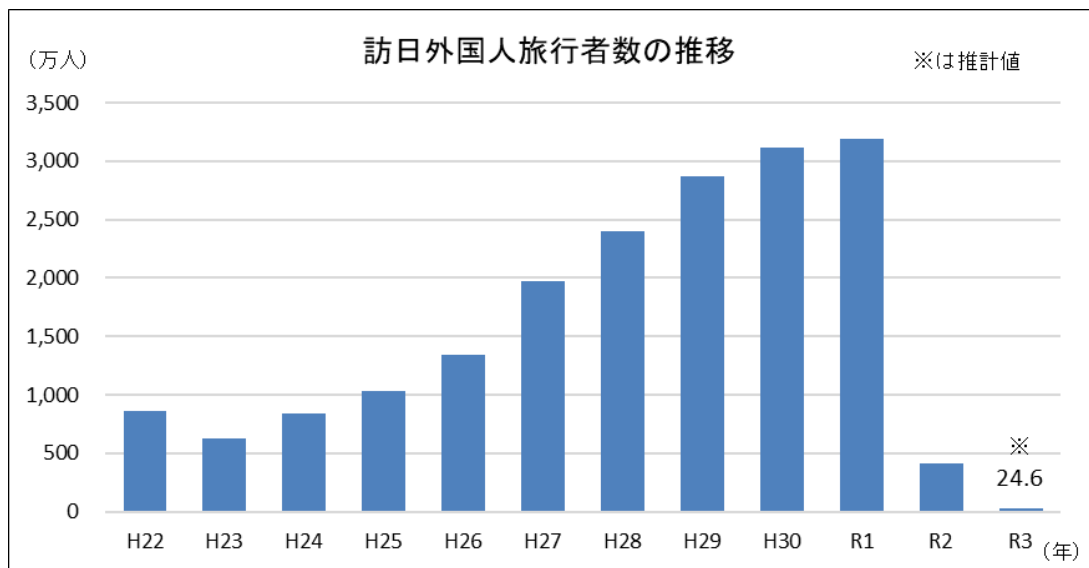
資料：内閣府「消費総合指数」



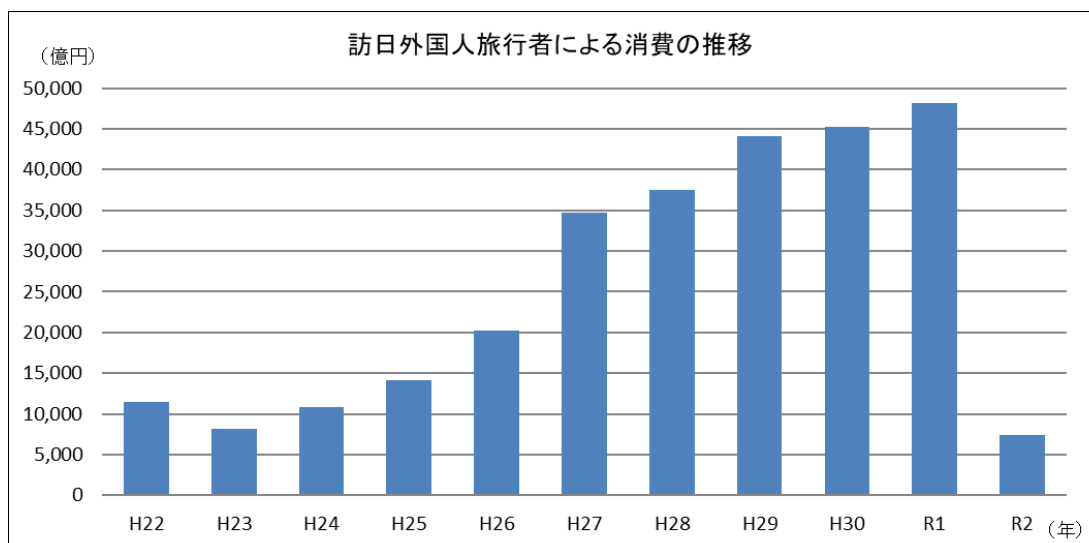
### ⑤訪日外国人旅行者数の推移

日本政府観光局「訪日外客統計」では、訪日外国人旅行者数は、平成23年以降増加を続け、平成30年には初めて年間3千万人を突破したほか、令和元年には更に前年を上回り年間3,188万人となりました。平成25年から7年連続で過去最高を更新していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により観光を取り巻く環境は一変し、入国制限や渡航自粛の影響などもあり、令和2年には、前年と比べ9割以上減少するなど壊滅的な状態となっており、令和3年は更なる減少となりました。

訪日外国人旅行消費額も訪日外国人旅行者の増加と連動し、増加していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は大幅な減少となっています。今後は、感染症への安全・安心の対策を講じた上で、外国人旅行者に訴求力の高い歴史・文化や豊かな自然を体験するサイクルやトレイルといったアウトドアアクティビティなどのコンテンツの魅力向上を図ることが必要です。



資料：日本政府観光局（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数」



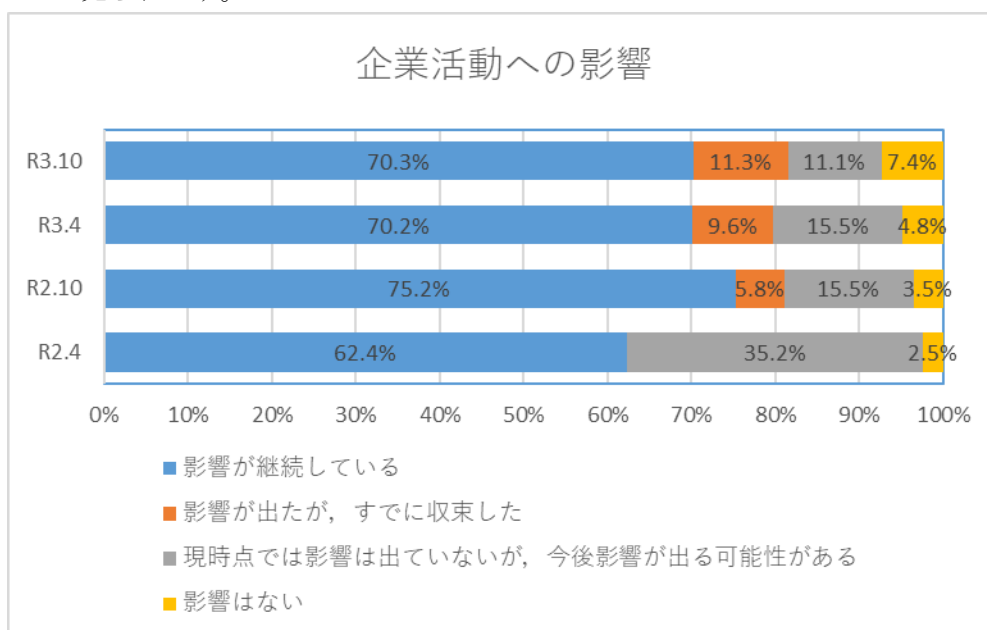
資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

(R3は未公表)

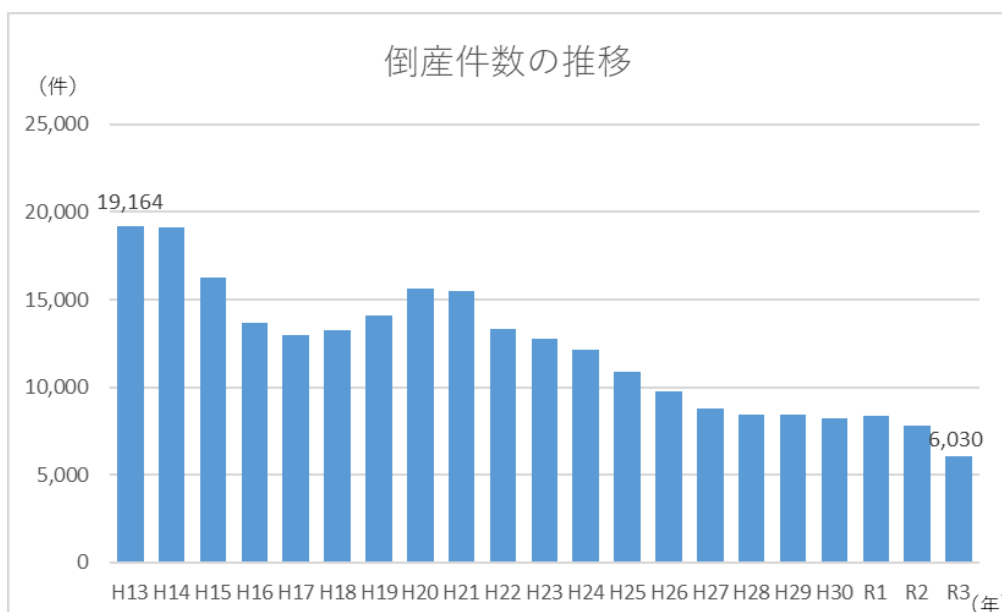
## ⑥新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

(株)東京商工リサーチが全国の企業を対象に令和2年4月以降に実施した「新型コロナウイルスに関するアンケート」によると「新型コロナウイルスの発生は、企業活動に影響を及ぼしているか」との問いに対しては、発生当初から「影響が継続している」と答えた企業が6割を超えており（R2.4調査）、直近の調査（R3.10調査）でも7割を超える状況となっています。一方で、「影響は出たが、すでに収束した」と答えた企業が増加しており、直近では、初めて1割を超える状況となっています。

令和3年の全国の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は、6,030件となっており、2年連続で前年を下回っており、57年ぶりの低水準となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により倒産件数の増加も懸念されましたが、国や自治体の各種補助金・助成金の制度が拡充されたことや、政府系金融機関及び民間金融機関による資金繰りの円滑化が図られたことなどから倒産件数が抑えられたと見られます。



資料：(株)東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

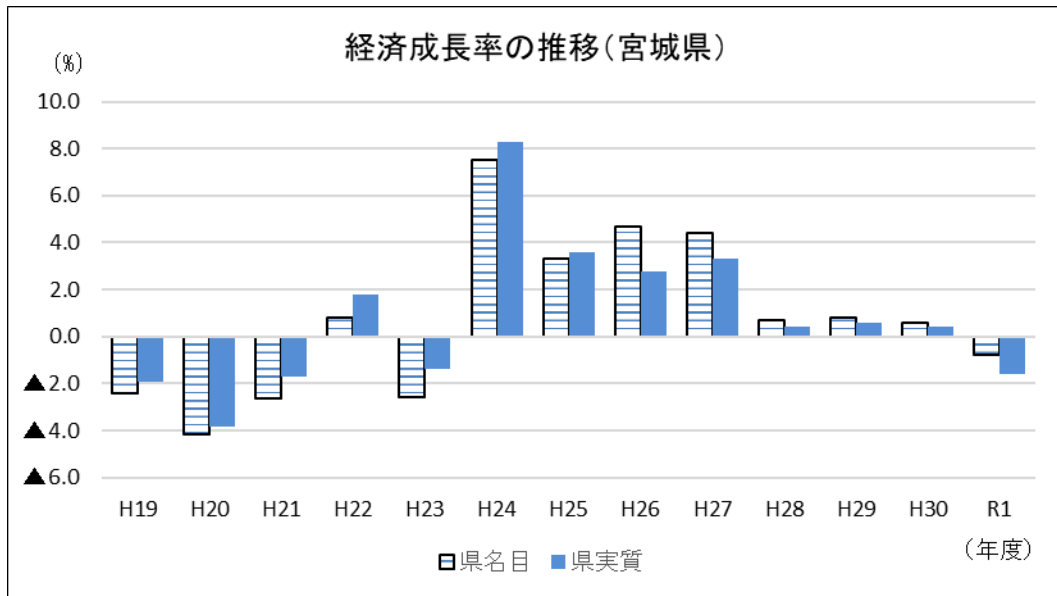


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

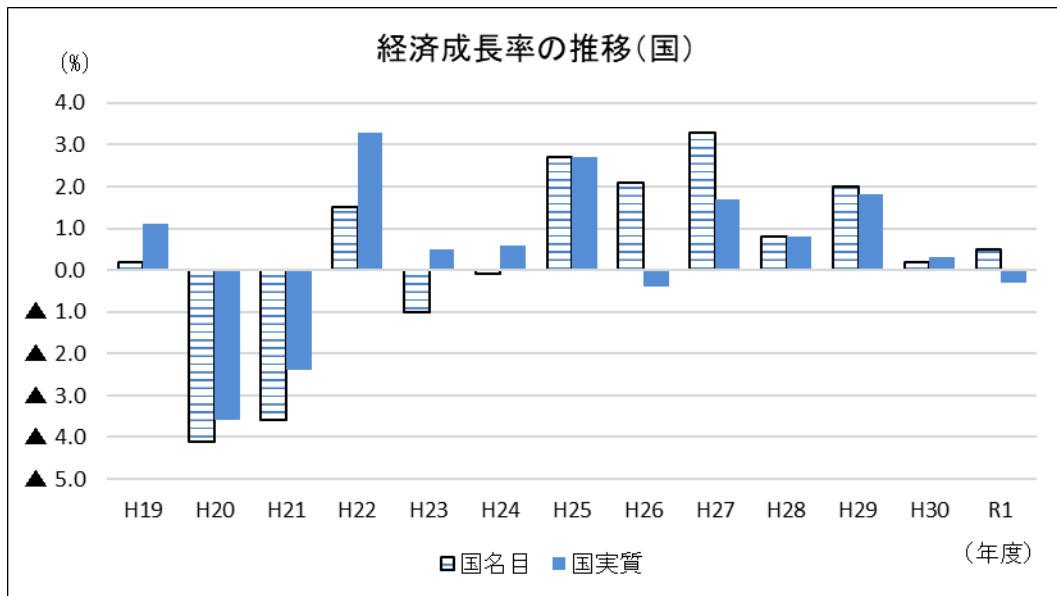
## (2) 宮城県の現状

### ① 経済成長率の推移

本県の経済成長率は、東日本大震災後の復興需要の影響もあり、名目・実質ともにプラス成長となっていました。復旧・復興関連など公共土木工事の減少の影響もあり、令和元年度は、名目・実質ともに8年ぶりのマイナス成長となっています。また、令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済への影響が懸念されます。



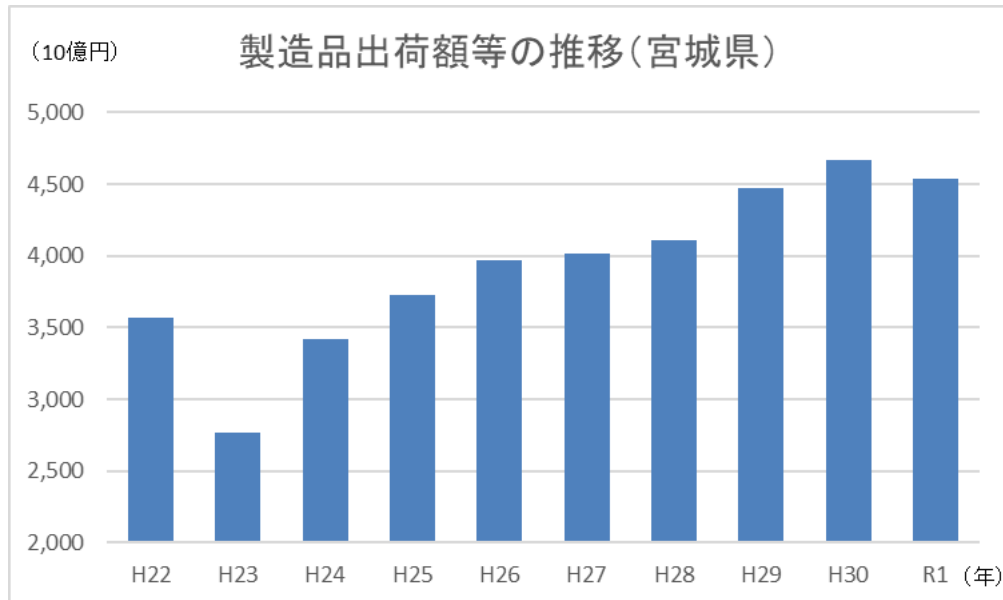
資料：県統計課「令和元年度宮城県民経済計算速報」



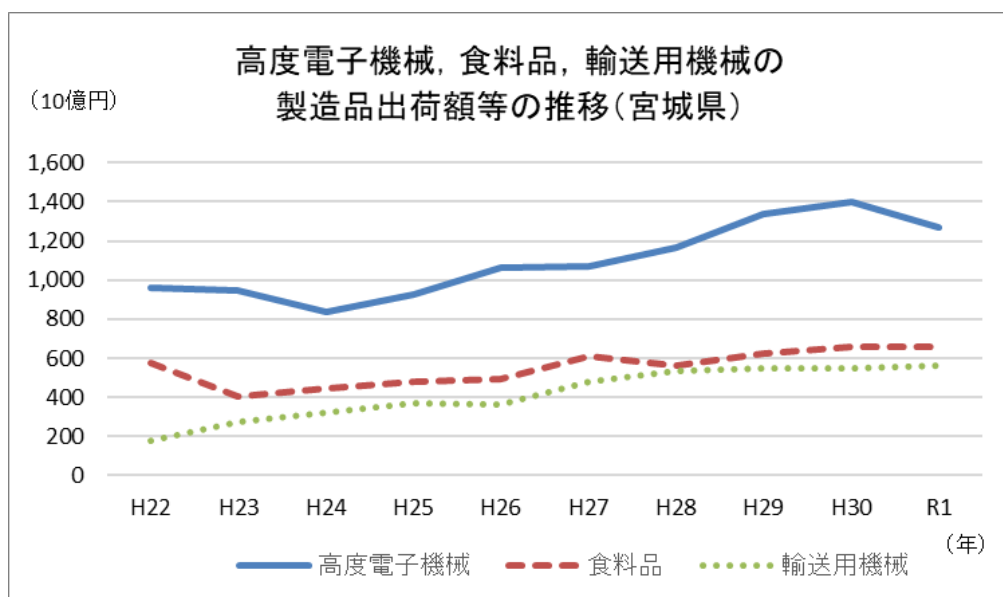
資料：内閣府「令和元年度国民経済計算年報」

## ②製造品出荷額等の推移

本県の製造品出荷額等は令和元年に8年ぶりの減少となったものの、東日本大震災翌年の平成24年以降は増加傾向にありました。業種別では、食料品、輸送用機械の割合が高くなっているほか、出荷額は電子部品や生産用機械等を組み合わせた高度電子機械の割合が高くなっています。



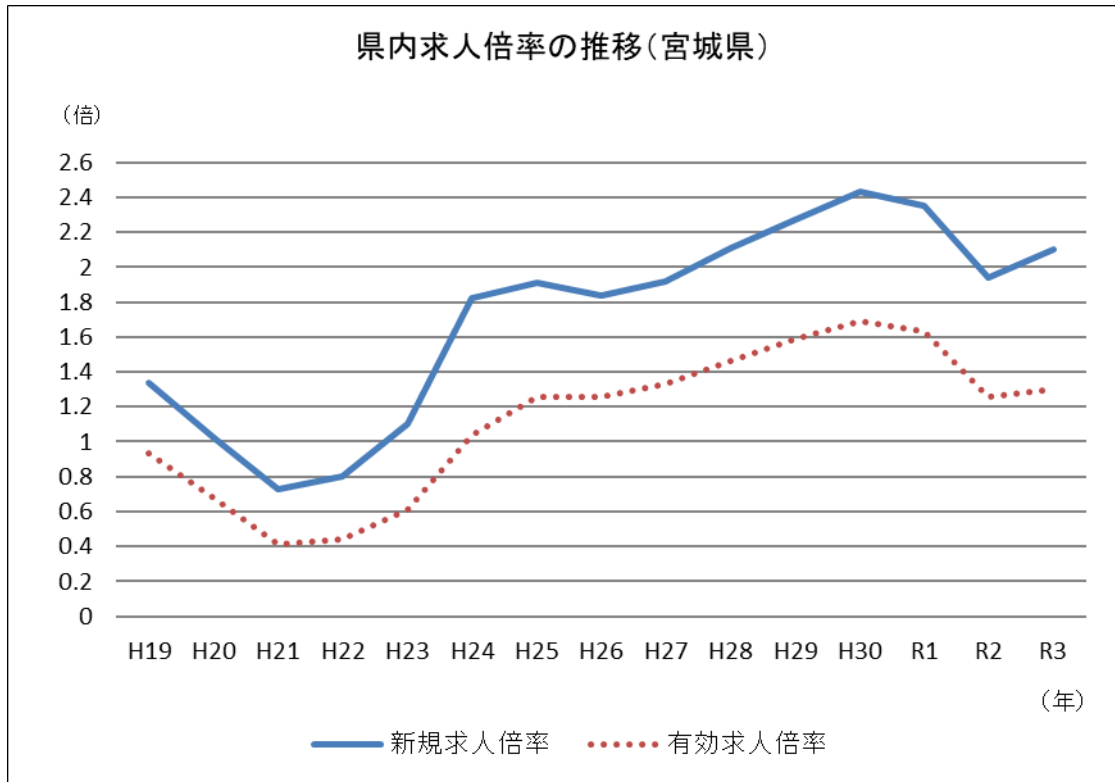
資料：県統計課「宮城県の工業」



資料：県統計課「宮城県の工業」

### ③有効求人倍率の推移

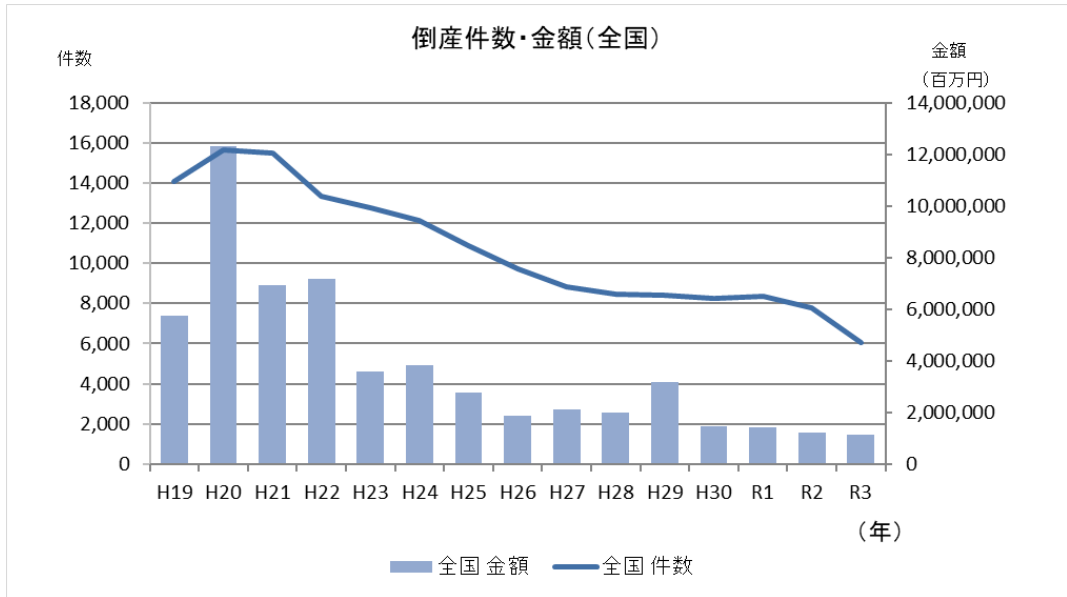
本県の有効求人倍率は、平成21年に0.41倍で底を打った後は、平成30年まで毎年上昇を続けたものの、令和元年には対前年で10年ぶりに低下しましたが、令和3年は再び上昇しました。平成23年以降、1倍を上回る状況は続いており、人手不足感が強まる中で、求人・求職のミスマッチから人材確保に苦勞する中小企業・小規模事業者も見受けられます。



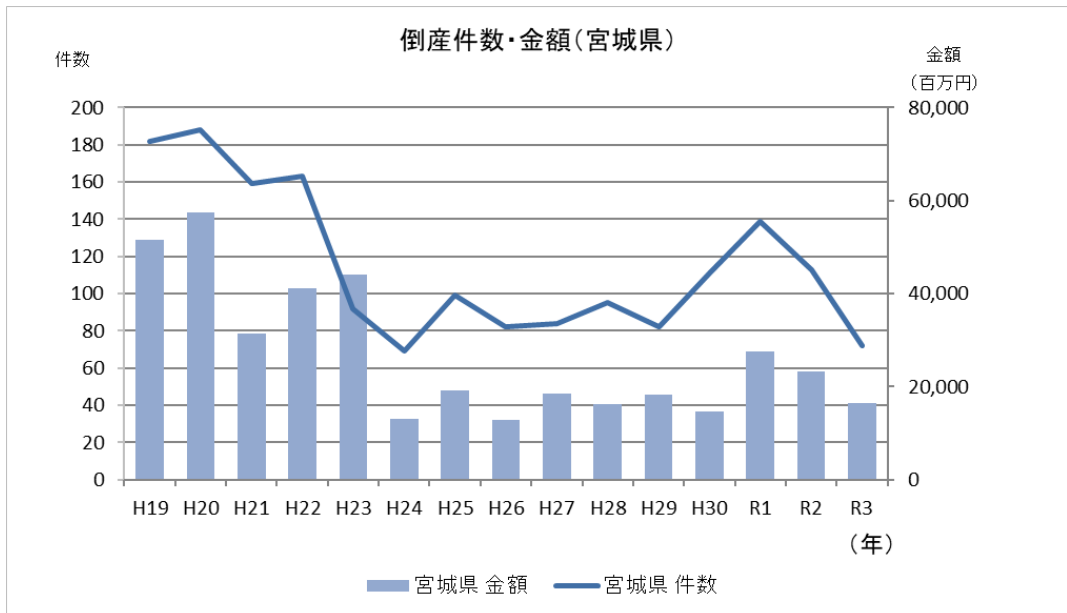
資料：宮城労働局「労働関係主要指標」

#### ④倒産件数の推移

全国と本県の企業の倒産件数（負債総額1千万円以上）の推移を見ると、全国では平成21年以降全体的に減少傾向にあるのに対して、本県では東日本大震災のあった平成23年以降、低水準で推移し、平成30年から令和元年にかけて増加傾向に転じました。新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年は113件と減少しましたがこれは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響に対応するため、国や自治体の各種補助金・助成金の制度が拡充されたことや、政府系金融機関及び民間金融機関による資金繰りの円滑化が図られたことなどから倒産件数が抑えられたと見られます。



資料：(株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

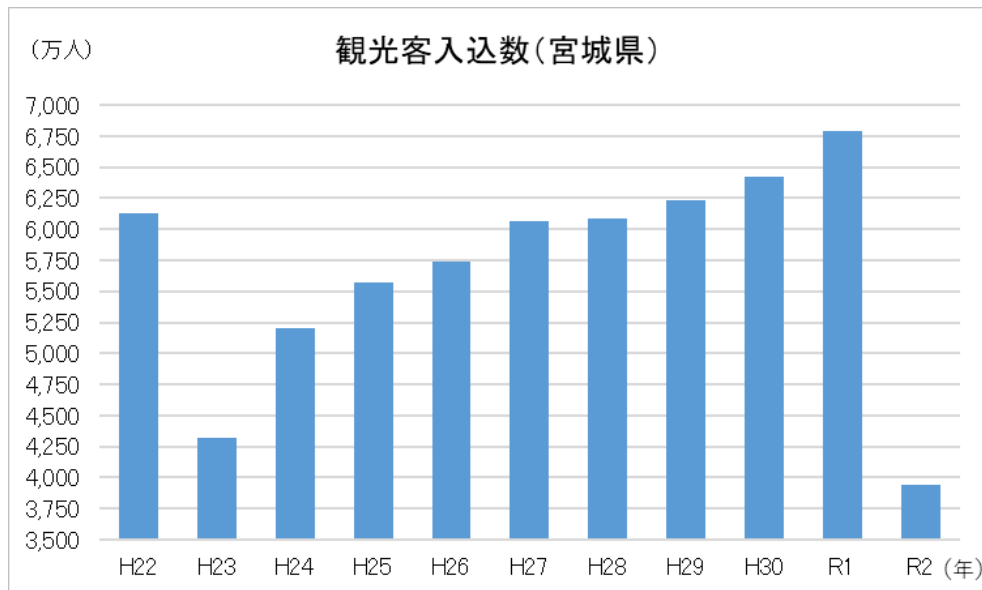


資料：(株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

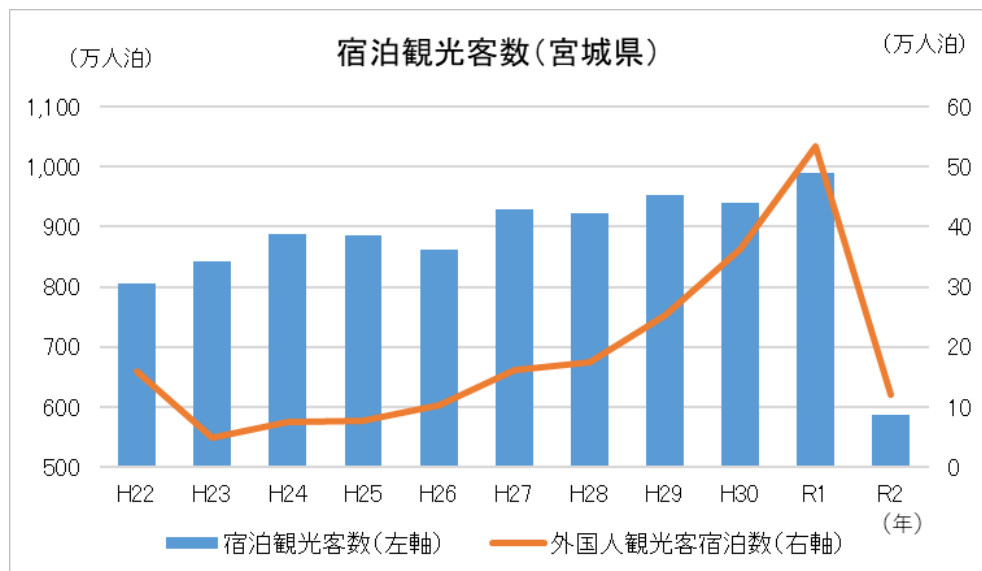
### ⑤観光客入込数等の推移

1年間に県内の観光地を訪れた延べ人数である観光客入込数については、魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、令和元年には6,796万人と過去最高を更新しました。また、県内の宿泊施設に宿泊した延べ人数である宿泊観光客数や外国人観光客宿泊者数についても令和元年に過去最高を記録するなど、東日本大震災以降の観光振興への取組を推進してきた結果、順調に推移してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行の自粛や宿泊キャンセルなど、観光需要は大幅に落ち込んでいます。特にインバウンドは壊滅的な状況となっております。



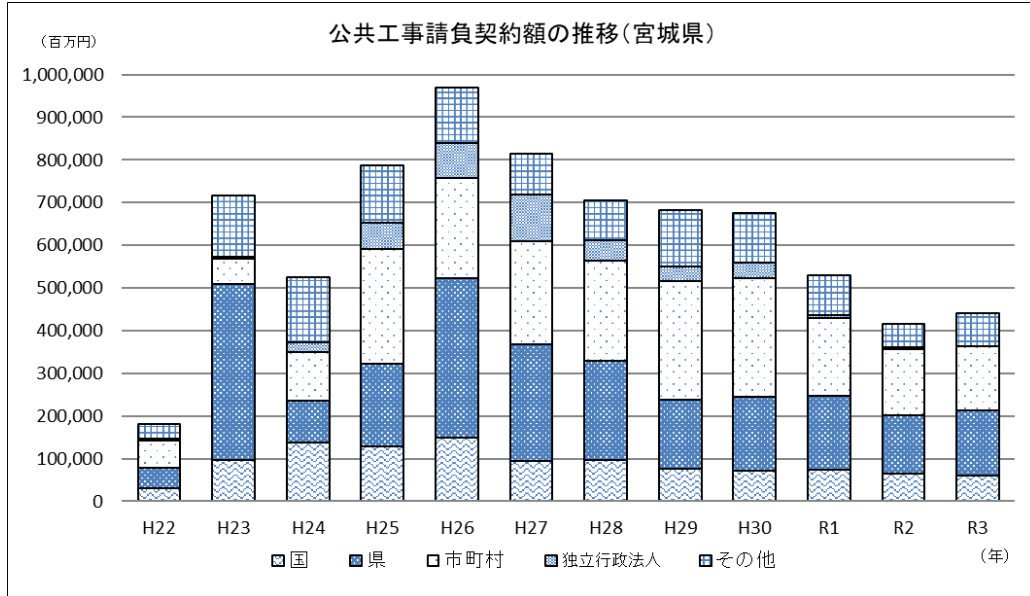
資料：県観光政策課 「観光統計概要」



資料：県観光政策課 「観光統計概要」

## ⑥公共工事請負状況

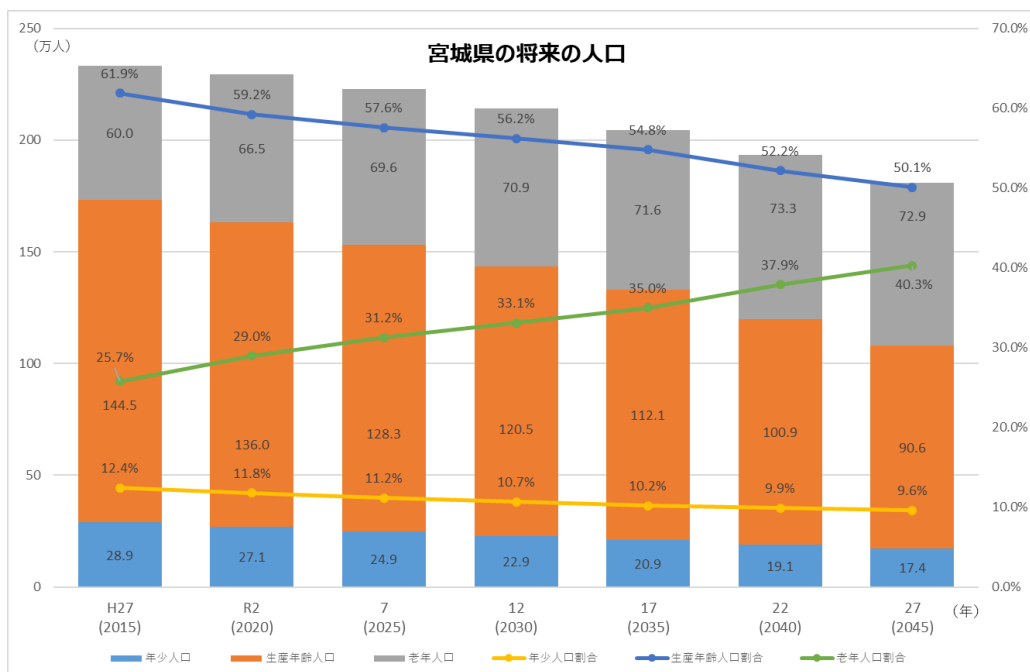
本県の公共工事請負契約額については、平成22年度頃までは、国・県・市町村などを合わせて2,000億円前後の金額でしたが、東日本大震災後の平成23年度に7,160億円と急激に増加し、平成26年度の9,687億円にまで伸びています。平成27年度以降は、復興需要の発注がピークを過ぎたことから、年々縮小していますが、未だ震災前と比較し高い水準にあります。



資料：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

## ⑦宮城県の将来人口

宮城県の人口は、平成15年の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じました。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年の人口は、約180万9千人に減少すると見込まれています。今後我が県において本格的に進む人口減少の影響は、長期的かつ非常に多岐にわたることが想定されるため、今後想定される社会変化も踏まえながら、様々な影響やリスクを、各分野で想定し、事業展開を検討していく必要があります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」



### 3 中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正

平成25年6月に、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」が制定されました。この法律では、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等が規定され、施策の方針に小規模企業の活性化が明記されるとともに、中小企業施策として今日的に重要な事項として、海外展開、ITの活用、事業承継の円滑化等が新たに規定されるなど、あわせて8本の法律を改正するものとなっています。平成26年6月には、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が制定されました。

小規模企業振興基本法には、平成25年に改正された中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が位置付けられています。

平成26年10月には同基本法に基づき、小規模企業に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための「小規模企業振興基本計画」が閣議決定されました。

一方、小規模支援法では、これまで小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援する体制を整備するものとなっています。具体的には、小規模事業者の課題に対し、事業者に寄り添って支援（伴走型の支援）をする商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画」を作成して国の認定を受けた上で、市町村や地域の金融機関等、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援することなどが規定され、国が計画を認定する際には、県知事の意見を聴くといった内容も盛り込まれました。また、平成元年7月の改正により商工会・商工会議所が関係市町村と共同で「事業継続力強化支援計画」を作成して県の認定を受け、小規模事業者による自然災害等への事前の備えや事後のいち早い復旧を支援するための体制・取組が強化されました。

平成28年7月には、中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が制定され、「経営力向上計画」を作成し認定を受けることで各種支援措置を受けることができることとされたほか、令和3年2月の改正により中堅企業への成長段階にある企業も対象に加わったところです。

### 4 東日本大震災で被災した中小企業・小規模事業者の状況

本県では、全国からの支援をいただきながら、宮城県震災復興計画に基づき、被災者の生活再建や産業の再生など、復旧・復興に向けた様々な取組を進めてきました。ハード面においては、多くの被災地で事業が完了した一方、嵩上げ工事等によって復旧整備に時間を要し、これから本格的な復旧に着手する事業者もあり、地域の産業を支える立地企業の増加も求められています。また、ソフト面については、地域毎の状況に差があるものの、生産・売上げが震災前に回復していない事業者も多く、特に水産加工業では、原材料の調達や販路の回復・開拓、人手不足など様々な課題を抱えており、経営の安定化に向けた継続的な支援のほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への継続的な対応など中長期的な取組が必要になっています。

こうしたことから、被災した商工業者等の販路・売上が回復し、再び本県の経済を力強くけん引できるよう、経営支援などを継続するとともに、沿岸被災地への観光誘客に向けた支援等を実施していきます。

## 5 中小企業・小規模事業者の震災復興に関するデータ

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）による支援状況  
（令和3年8月31日現在）

認定件数	382件（グループ）
交付決定件数	4,481件
当初交付決定額	2,817.5億円

資料：県震災復興政策課「復興への取組（令和3年9月11日）」

- 被災商工業者営業状況（令和3年3月31日現在）

	商工会・商工会議所会員数	うち、被災 会員数	営業状況		
			営業継続 （仮設含む）	廃業	未定
沿岸部	21,394	7,798	79.7%	20.3%	0.0%
内陸部	17,389	3,625	96.8%	3.2%	0.0%
県計	38,783	11,423	85.1%	14.9%	0.0%

資料：東日本大震災被災商工業者営業状況調査

- 震災による二重債務への対応状況

### 【相談件数】

- ・宮城県産業復興相談センター 1,695件（令和3年3月31日現在）

資料：中小企業庁のウェブサイト

- ・東日本大震災事業者再生支援機構 1,282件（令和3年3月31日現在）

資料：東日本大震災事業者再生支援機構のウェブサイト

### 【債権買取件数】

- ・宮城産業復興機構 144件（令和3年3月31日現在）

資料：県震災復興政策課「復興への取組（令和3年9月11日）」

- ・東日本大震災事業者再生支援機構 346件（令和3年3月31日現在）

資料：東日本大震災事業者再生支援機構のウェブサイト

### Ⅲ 中小企業・小規模事業者の振興のあり方について

#### 1 関係機関の意見

第三期基本計画の策定に当たって、県では、支援団体や金融機関等、市町村などから意見聴取を行い、次のような意見を頂いています。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、中小企業・小規模事業者においても様々な影響が生じているが、事業継続に向けた継続した支援を望む。金融支援策も講じられているものの、返済期間長期化の対応や過剰債務の解消のため、収益回復に向けた支援策や経営安定支援が必要と考える。また、一度落ち込んだ地域経済を回復するため需要喚起策を実施して、地域全体を引き上げるよう取り組んでいただきたい。
- ・商店街の活性化に向けた支援施策の継続・強化を願う。
- ・近年多発している地震や水害などの災害や新たな感染症といったリスクや社会変化に対応するような支援策について平常時から想定していることが重要であるほか、事業者においても事業継続計画（BCP）などのレジリエンス強化がより必要であることを認識することとなった。
- ・事業承継対策は喫緊の課題であり、継続した重点的な支援を願う。また、地方においては、事業承継が中々進まない状況であり、地域経済を支えるため、将来に向けた新規創業への支援が必要であると考え。さらに、販路開拓・生産性向上など経営力強化に向けた支援や意欲のある中小企業・小規模事業者に対し、ステップアップするための支援策の充実も期待する。
- ・国の各種補助金申請が電子化されるなど、急速に進むデジタル化に対して、支援人材の確保や各種支援が必要と考える。特に小規模事業者においては、環境が整わない、手が付けられないなどという事業者も多く、周知活動も含めたきめ細かい支援が必要である。事業承継は世代交代でもあるので、デジタル化を加速させるいい機会であることなど、各種場面に応じたデジタル化に向けた支援を期待する。
- ・国の補助金も年々採択率が厳しくなっており、県内事業者が採択を受けるためには、支援機関の役割も重要になっているため、これら支援機関への支援も望む。
- ・県の各種支援策、補助金等の周知について、詳細が伝えられないまま申請期間が始まり事業者からの問合せに対応できないことが多いので、支援機関に対する周知方法等も含め、事業者に対する情報の発信方法を検討願いたい。

## 2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点

「Ⅰ 第二期基本計画の実施状況の検証」、「Ⅱ 本県の中小企業・小規模事業者の現状」及び「Ⅲ-1 関係機関の意見」等を踏まえ、県では第三期基本計画において、中小企業・小規模事業者の振興施策を立案する上で、次のような視点が欠かせないものと考えます。

### **(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷により、飲食・観光関連事業者を始め、多くの県内の中小企業・小規模事業者が、売上げの減少など大きな影響を受けたところです。

国や地方自治体においては、これまで事業者の資金繰り支援や補助金・給付金など、事業継続等に向けた各種支援策を実施してきましたが、今後も感染拡大の影響により、事業者を取り巻く環境が大きく変化することも予想されます。早期回復と地域の持続的発展に向けて、状況の変化に応じて、需要喚起や事業者の新商品開発及び新事業分野進出への支援などに対し、柔軟かつ迅速に取り組んでいく必要があります。

### **(2) ビジネスプラン等に基づく戦略的な経営の促進**

本県においても、本格的に進む人口減少や高齢化の影響が多岐にわたることが想定される中で、国内外の競争の激化や新型コロナウイルス感染症拡大による影響も加わり、地域の産業や雇用を支える中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、より厳しいものとなっています。

そのような中であっても、本県をより豊かな地域としていくためには、中小企業・小規模事業者が、その活力を最大限発揮し、今後も成長発展していくことが必要不可欠です。

そのためには、各事業者が、今後どのような経営戦略を立てていくかが重要であり、自社の強みを活かしたビジョンを明確にするとともに、日ごろから財務状況や事業環境の変化に合わせ、ビジネスプランの見直しを行っていくことが必要です。

特に、技術力・生産性の向上やサービスの高付加価値化に加え、新市場や新分野への進出など、新たな需要の獲得に向けて、事業の強化や見直しを計画的に進めていくことも重要です。

### **(3) 事業継続力と競争力を高めるデジタル化の推進**

国においては、デジタル社会の形成を強力に推進するため、関連法を制定しデジタル庁を足元させるなど、社会の様々な分野でのデジタル化を加速させています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな行動・生活様式の浸透によって、テレワークやオンラインによるショッピングや商談会への参加など、デジタルツールの利用が促進され、中小企業・小規模事業者においてもデジタル化に取り組む企業も存在しています。

中小企業・小規模事業者の更なるデジタル化の推進に向けては、地域全体で、デジタル化に積極的に取り組む意識の底上げを行うとともに、中小企業・小規模事業者自身が、アナログ的な文化・価値観から脱却し、事業継続力と競争力の強化に向けて、身近なところからデジタル化に積極的に取り組めるような組織づくりが重要です。

さらに、競争力の強化のためには、生産性の向上やイノベーション創出に向けたデジ

タル技術の導入も大変重要となっています。

デジタル化の推進には、支援人材の確保・育成が必要不可欠であり、これらを効果的に支援していくことが重要な課題となっています。

#### **(4) 創業から事業承継まで事業者に寄り添った伴走型支援**

今後も県内の産業が活性化し、地域社会が発展していくためには、中小企業・小規模事業者が社会経済情勢の変化に対応し、円滑かつ着実に経営できることが必要です。

そのため、創業期の支援、新製品開発、販路開拓等の成長期における支援、事業承継への支援等、事業者の各ステージに応じて一貫した支援が可能となるよう商工会や商工会議所などの支援団体と連携しながら、伴走型支援をより一層推進していく必要があります。

特に、人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大など、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境が目まぐるしく変化する中で、伴走型支援を効果的に推進するためには、関係機関の連携を強化するとともに、支援する側の機能・人員を強化することが重要であり、支援団体の人材育成・確保への支援や体制強化に向けた支援を実施していくことが必要です。

#### **(5) 事業者の視点に立った情報発信**

県では、中小企業・小規模事業者への様々な支援施策を展開していますが、災害時などにおいては、金融支援策や支援金などの緊急の施策を追加で実施することがあります。これらの情報も含め、事業者に対する支援施策に関する情報については、正確かつタイムリーに伝わることを求められています。

そのため、様々なデジタルツールを効果的に活用するとともに、国や市町村、関係機関等と連携し、支援を必要としている事業者が、必要な情報を入手できるよう分かりやすく積極的な情報提供に努める必要があります。

### 3 中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組

本計画期間中は、以下の5点を特に意識して重点的に取り組んでいきます。

#### **(1) 小規模事業者に寄り添った支援**

- 本県の企業数合計に占める構成比が84.2%と高い比率を占める小規模事業者は、経営資金や人員に余裕がない事業者が多くを占めるため、地域の商工会・商工会議所等と連携を図りながら、事業者のステージに応じた支援を伴走型で実施するなど、支援体制の整備を図ります。
- 小規模事業者の経営力向上等を支援するため、専門家派遣に係る負担軽減や商談会・展示会への出展支援など、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構による支援制度の拡充・強化に加え、効果的な支援メニューの案内や申請支援などニーズに応じた対応を実施します。

#### **(2) 事業継続力と競争力の強化に向けた支援**

- 中小企業・小規模事業者の経営力強化に向け、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構などの支援機関などと連携しながら、WEBなどを用いたスタイルも取り入れ、販路開拓や新商品開発、生産性向上などに向けた取組を支援します。また、事業者の創業から経営安定・拡大に向けて各ステージに応じた各種支援を実施することで、事業継続力と競争力の強化につなげ、地域経済をけん引する事業者の成長を後押しします。
- 新分野進出や業態転換など新たな業種、業態へ進出を図る中小企業・小規模事業者に対し、それらの取組を推進するとともに、災害や感染症などのリスクや社会変化に対し、柔軟に対応できるよう取組を推進します。

#### **(3) 産業の担い手の確保・育成と環境の整備**

- 県内の大学等卒業者の半数以上が県外に就職しており、県内の中小企業・小規模事業者においても深刻な人手・後継者不足が大きな経営リスクとなっています。また、業種や職種により求人・求職の状況に大きな隔たりがあり、ミスマッチが発生しています。このため、教育機関と産業界が連携し、県内での就職・就業や定着を促進するとともに、ミスマッチの解消やU I Jターン就職の促進に向け、企業情報の提供などマッチング支援を行います。また、デジタル化の促進に必要な人材も含めた高度な専門性や創造性などを身に付けた産業人材を育成します。
- 女性や高齢者、外国人を含む様々な人材が、柔軟で多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、関係機関と連携し環境の整備を促進します。

#### **(4) デジタル化・DXの促進に向けた支援**

- 中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上やイノベーションの創出だけでなく新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式への対応や事業継続力、競争力の強化の観点などデジタル化がもたらす効果など必要性の周知を図るとともに、デジタル化に向けた取組に対し支援を行います。今後、中小企業・小規模事業者が事業を実施していく上で、デジタル技術の活用が非常に有益であることを十分理解し、

更なる成長のため地域・年代を問わず経営者、従業員が広くデジタル技術を活用できる将来を目指すものです。

- 先進技術を応用できる人材が求められることから新しい人材育成（リカレント教育）体制を構築し、時代と地域が求める人材の育成を促進します。

### **(5) 事業承継対策への支援**

- 経営者の高齢化や後継者不在等による中小企業・小規模事業者の休廃業や解散の増加は、雇用や技術の喪失など地域経済にとって喫緊の課題となっています。これまでも商工会・商工会議所、金融機関等を通じて事業承継の周知を図り、事業承継診断や事業承継計画策定などの早期準備を促す取組を実施してきたところですが、新たな組織である「事業承継・引継ぎ支援センター」などと連携し、更なる掘り起こしを行うとともに事業承継の円滑な実現に向けて各種支援に取り組んでいきます。
- 第三者承継やM&Aなど様々な形の事業承継を経営者に周知し、マッチング対策や個別相談などへの支援も実施していきます。

### **DXとは（デジタルトランスフォーメーション）**

Digital transformation の略（英語圏では transformation を「X」と略す）。

「IT の浸透が 人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。経済産業省によると「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し データとデジタル技術を活用して 顧客や社会のニーズを基に製品やサービス ビジネスモデルを変革するとともに 業務そのものや 組織 プロセス 企業文化・風土を変革し 競争上の優位性を確立すること。」と定義される。

出典：県デジタルみやぎ推進課「みやぎ情報課推進ポリシー（2021～2024）」

## IV 具体的な施策と取組

### 1 経営の革新等

#### 【現状等】

本県の経済を今後も更に活性化していくためには、中小企業・小規模事業者が、これまで以上に事業基盤を強化し、より安定した経営ができるようになることや、事業環境の変化に対応するため、積極的に経営革新等を行うことが必要です。

県内経済は、全国的な人口減少や高齢化、国内外の競争の激化の影響に加え、東日本大震災の復興需要の収束や販路の回復に時間を要しているなど、安定的な経営に支障が生じる懸念のある事業者も多いと推察されます。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響により、飲食・観光関連事業者を始め、多くの事業者が非常に厳しい経営環境に置かれており、売上の回復・事業基盤の強化・発展に向けた取組が必要となっています。

事業継続力と競争力を高めるためには、事業者自身による経営力の強化や、これを支える支援団体等による伴走型支援の強化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい行動・生活様式やカーボンニュートラルを始めとしたSDGsへの対応など、事業を取り巻く様々な環境の変化に対する事業者の対応を促進することが必要であり、地域全体で、経営革新等に取り組みやすい環境づくりを推し進めることが求められています。

#### 【施策の方向性】

事業者を取り巻く事業環境の変化に対応し、事業継続力と競争力を高めるため、事業者の様々な経営相談に適切に対応できる窓口の整備・充実を図るとともに、事業基盤の強化等に向けて、事業者の成長段階に応じた伴走型による支援や技術開発等への取組への支援を行うことにより、イノベーションの創出による生産性の向上や高付加価値化を目指します。

また、県内における創業を促進するため、創業支援拠点及び市町村などとの連携を強化するとともに、創業を目指す方や支援する方に対する人材育成や拠点機能の強化のためのネットワーク機能の構築を更に推進し、県内外に向けて積極的に情報を発信します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う非対面型などの新しい行動・生活様式の浸透により、中小企業・小規模事業者のデジタル化に対する関心が一定程度高まるとともに、ECの利用、オンライン商談会の普及などのデジタル技術の普及によって、国内外の新たな需要を獲得するための機会や新たな事業分野への進出のビジネスチャンスが増加することが見込まれることから、事業者のデジタル化への取組や事業再構築に向けた取組を支援します。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 経営の革新及び経営基盤強化

###### ①経営などに関する相談体制の整備・充実

- ・(公財)みやぎ産業振興機構において経営の安定化や事業再建、創業などの各種相談に対応する窓口の整備を行うとともに、よろず支援拠点等の支援団体と連携しながら、生産性向上などの経営課題に対する助言や専門家等によるフォローアップなど、総合的な支援を行います。



## ②経営革新の促進支援

- ・新商品の開発や新役務の提供などにより売上の増加を図り、経営力を向上させる経営革新計画の承認及び承認後のフォローアップを適切に行います。
- ・地域資源や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業を支援します。
- ・顧客ニーズの変化に対応した業態転換など業務見直しへの取組を支援します。

## ③経営基盤の強化

- ・事業者における製品の改良や市場ニーズの把握、販売戦略に向けたマーケティング活動を支援するとともに、競争力強化を図るため（公財）みやぎ産業振興機構等の支援団体による伴走型支援を行います。
- ・地域における商工業の発展や事業者の経営改善等のため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合等の活動に対して支援します。
- ・光熱費等のエネルギーコスト縮減による経営基盤強化のため、事業者の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進します。
- ・知的財産を活用した競争力強化のため、事業者が発明・開発した技術や製品、サービス等に係る知的財産の取得や活用を支援します。

## ④技術改善の支援

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、KCみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用した専門家等の派遣や産学共同による技術開発・製品開発等を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の振興を図るため、人材育成や新技術・新工法の研究開発などの取組を支援するほか、次世代素材（セルロースナノファイバー等）の活用を促進するため、産学官による研究や実用化に向けた取組を推進します。
- ・事業者における生産工程の改善や新製品・新技術の開発などの技術的課題に対応するため、産業技術総合センターによる技術相談を実施するとともに、研究成果の技術移転や試験分析等により事業者の技術的改善を支援します。
- ・カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対し、国の支援機関や商工会・商工会議所、（公財）みやぎ産業振興機構と連携し、事業提供や環境経営に対する助言等を行います。
- ・民間企業等において工程管理や環境管理等の実務経験を有する県の環境産業コーディネーターが企業訪問等を通じて必要な情報を提供しながら、県内事業者による環境負荷の低減に資する製品開発等を支援し、脱炭素化の促進と環境関連産業の振興を図ります。

## (2) 創業・第二創業の支援

- ・県内における創業の促進及び雇用の創出を図るため、県内で創業又は第二創業する者に対して、スタートアップに要する費用を支援するとともに、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構により伴走型支援を実施します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-B i z）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。
- ・県内各地に所在するコワーキングスペースの施設概要等に係る情報を取りまとめ、情報提供することで、創業を希望する者による施設の活用促進など、地域に

おける創業に向けた取組を支援します。

- ・ U I J ターンによる創業を支援するため、首都圏等での創業セミナーの開催や相談対応を実施し、県内での創業を推進します。
- ・ 地域における創業支援機能の強化を図るため、創業支援人材の育成を進めるとともに、市町村や県内の創業支援団体との連携を強化していきます。

### (3) 生産性改善の支援

- ・ 事業者の経営力強化や人員の適正配置を図るため、(公財)みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性改善の取組を支援するとともに、生産性向上に資する新たな設備導入を支援します。また、生産現場改善の専門家を育成する事業を実施します。
- ・ 業務効率化などに向けたデジタル機器や I T ツールの導入を行う事業者に対して、専門家派遣やセミナー開催などにより取組を支援します。

### (4) デジタル化の導入支援

- ・ 県内における創業の促進及び雇用の創出を図るため、県内で創業又は第二創業する者に対して、スタートアップに要する費用を支援(A I ・ I o T 枠)するとともに、商工会・商工会議所や(公財)みやぎ産業振興機構により伴走型支援を実施します。
- ・ 業務効率化などに向けたデジタル機器や I T ツールの導入を行う事業者に対して、専門家派遣やセミナー開催などにより取組を支援します。
- ・ 事業者の生産性向上、省力化を図るため、A I ・ I o T 先進技術の導入を支援します。

### (5) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした業態転換等への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、新しい行動・生活様式の浸透により、顧客ニーズが変化していることなどに対応するため、商工会・商工会議所や(公財)みやぎ産業振興機構など関係機関と連携し、経営課題に対する助言や専門家の派遣など、事業者が行う新分野進出や業態転換など業務見直しへの取組を支援します。

---

## 2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

---

### 【現状等】

事業者が、経営の安定化や事業の持続的な発展を図るためには、製造した商品やサービスを確実に売上げに結びつけることが重要であり、販路の確保や取引の拡大に向けた積極的な取組が必要不可欠です。

しかしながら、中小企業・小規模事業者は、いわゆる大企業に比べて営業活動に振り向けることができる経営資源が少ないことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として変化した取引手法や顧客ニーズ、人口減少や働き方改革などの事業を取り巻く環境に柔軟に対応するために必要なデジタル化の推進に関して、事業者によって格差があることが課題となっています。

一方で、I T ツールの発達と普及により、入手できる情報格差は縮小し、規模が小さいことによる国内外の事業活動の制限や成長の限界は徐々に小さくなっていることから、地域外への事業展開やグローバル展開を目指す事業者の障壁も従前に比べ低くな

っており、活躍できる範囲が広がっています。

このため、従来型の展示会や商談会等による販路開拓や新商品・新サービスの開発に向けた取組のほか、ITツールを活用したWEB商談会や国内外を対象としたECサイトなど新たなツールの活用を含めた事業者の販路の確保・拡大、新たな事業の実施に向けた支援が求められています。

また、海外への販路開拓を行うに当たっては、県内企業においても経済と安全保障を一体として捉え、今後の国際環境の変化によっては、経営に直結する重大なリスクがあると認識した上で、最新の情報の収集と適切な判断が求められています。

### 【施策の方向性】

県内の中小企業・小規模事業者の国内外における販路開拓及び取引拡大を図るため、展示会や商談会などITツールの活用を含めた様々なマッチング機会を確保するとともに、多くの事業者が利用できるよう、ITツールを活用できる人材の確保・育成について支援するほか、海外ビジネスに関し必要な情報提供にも努めます。

販路開拓・取引拡大を図るためには、需要を見据え、顧客ニーズに対応できる製品やサービスを提供することが必要であることから、魅力ある付加価値の高い商品・サービスの研究開発や新事業展開を支援します。

また、県が行う発注に関しては、県内の中小企業・小規模事業者が入札に参加しやすい制度の整備を図ります。

### 【具体的な取組】

#### (1) 国内外における販路開拓及び取引拡大

##### ①工業製品の販路開拓

- ・県内の優れた工業製品を「みやぎ優れMONO」として認定し、産学官連携による情報発信を行うなど、販路拡大等に向けた取組を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の振興を図るため、首都圏等における展示会・商談会への出展支援や取引拡大のためのセミナー開催、事業者間のマッチングなどの取組を支援するとともに、新規参入や取引機会の拡大のための技術開発の促進、人材の育成等への支援を行います。
- ・事業者における販売戦略の検討や市場の動向に合わせた商品の改良等について、支援団体による伴走型支援を実施し、市場ニーズの把握及び販路拡大に向けたマーケティング活動を支援します。

##### ②食品の販路開拓

- ・食品製造業者の販路開拓のため、首都圏バイヤー向け商品カタログの作成、山形県等と連携した商談会の開催や首都圏での大規模商談会への県ブース出展等を行い、商談機会の創出を支援します。
- ・物産展開催等の対面型販売支援に加え、近年、急速に市場が拡大しているインターネット販売等の非対面型販売についても支援します。

##### ③海外への販路拡大

- ・海外への販路拡大に向けて、海外での商談会や現地プロモーションを実施するほか、海外への販路拡大と県産品の情報発信などを目的とした海外見本市への出展及び商談会などへの参加を支援します。
- ・経済成長が続く国や地域との経済交流を促進するとともに、本県と姉妹交流や友好関係にある国の省や州、自治体などに対し、販路開拓に向けた働きかけな

どを行います。

- ・中小企業・小規模事業者の貿易活動や海外展開などのために、本県の海外事務所を設置・運営する主体に対して補助等を行います。また、日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターが行う貿易推進事業に対して支援します。
- ・海外との取引に関心を持つ企業が、貿易に関する基礎知識と対象とする国・地域の市場状況や法制度、商習慣等のほか、経済安全保障の強化への対応として各国の規制状況や国際状況の変化、知的財産保護の重要性等への理解を深められるよう、海外ビジネスに関する情報を収集し発信します。

## （２）受注機会の確保

### ①制度面での事業者への配慮

- ・地元中小企業・小規模事業者の受注拡大を図るため、「地元企業の受注拡大に関する調達方針」に基づき、地域ブロック限定型発注などにより地域の事業者にも配慮した発注を行います。また、障害者雇用企業、環境配慮事業者及び女性活躍推進事業者に対する優先制度の適用を図ります。
- ・物品・役務の調達に際して、落札者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合には入札保証金を免除することにより、中小企業・小規模事業者が受注しやすい環境を整備します。

### ②中小企業・小規模事業者向け契約実績の把握

- ・官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握し、「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」の周知を図ることで、中小企業・小規模事業者の官公需における受注機会増大を図ります。

## （３）デジタル化による販路開拓等への支援

- ・普及するオンラインによる商談会への参加やSNS等を活用した広告宣伝など、中小企業・小規模事業者の販路開拓につながるデジタル技術の効果的な活用を支援します。
- ・海外市場向けについても、ECモールへ出品し県産品の販売を行うなど、オンラインでの販路開拓の取組が促進されるよう支援します。

## （４）新型コロナウイルス感染症拡大に伴い変化する事業環境に対応する販路開拓等への支援

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、新しい行動・生活様式の浸透により、顧客ニーズが変化していることなどに対応するため、物産展開催等の対面販売支援に加え、近年、急速に市場が拡大している中小企業・小規模事業者によるインターネット販売等の非対面型販売の活用促進による受注機会の確保についても、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構など関係機関と連携し支援します。

---

## 3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

---

### 【現状等】

技術革新や新商品開発は、国内外で日々頻繁に行われており、中小企業・小規模事業

者だけでなく、企業が発展を続けるためには、継続的な取組が必要です。本県には、高い水準の研究開発力を持つ大学や高等専門学校等が集積しており、産学官金が、先端技術などの活用に連携して取り組むことで、中小企業・小規模事業者の技術力と競争力の向上が期待されます。

しかしながら、産学官金の取組を、県内の中小企業・小規模事業者に広げるためには、県は、広く取組の事例を周知するとともに、産業、大学などの学術機関及び資金の出し手となる金融機関等との様々な連携の触媒としての役割を果たすことが求められています。

### 【施策の方向性】

産学・産産連携による技術の高度化支援や新技術・新商品の研究開発を促進します。また、高度電子機械産業や自動車関連産業など特定の分野における産業の基礎的な技術力の向上に向けた環境整備を行います。

さらに、学術研究機関の持つ高度な技術シーズと県内企業のニーズとのマッチングを促進し、革新的で競争力のある新製品開発や成長市場分野への参集、創業などを支援します。

### 【具体的な取組】

#### （１）産学官金の連携

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、KCみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用したワンストップによる技術相談や大学教員等による技術支援を行います。また、地域企業の技術力・提案力の向上を図るため、産学共同による研究会活動などを支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車産業分野等での新事業・新産業創出促進のため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用の支援や、企業等との連携協力のもと、技術開発の成果の移転による製品開発や実用化を支援します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-B i z）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者が大学等と連携して行う、ものづくり基盤技術の高度化につながる研究開発やその事業化に対する支援を行います。

#### （２）企業間の連携

- ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会及びみやぎ自動車産業振興協議会において、企業相互の要素技術等のマッチングをコーディネートすることで技術開発及び製品化を促進します。

#### （３）技術者の派遣や研究開発の推進

- ・情報通信関連産業において、県内IT技術者を先進企業や大学等教育機関へ派遣し、知識・技術の習得などを図るほか、マッチング機会や新たなビジネスの創出、市場獲得を図ります。また、地域の優れたIT商品を認定し、情報通信関連産業の振興を図ります。
- ・高度電子機械産業分野や自動車関連産業などでの技術課題等について、産業技術総合センターにおいて研究開発を行い技術移転等により県内中小企業・小規模事業者の競争力や技術力の向上を図ります。

#### (4) デジタル化を促進するための関連産業支援

- ・情報通信関連産業において、県内IT技術者を先進企業や大学等教育機関へ派遣し、知識・技術の習得などを図るほか、マッチング機会や新たなビジネスの創出、市場獲得を図ります。また、地域の優れたIT商品を認定し、情報通信関連産業の振興を図ります。
- ・県内製造業等のユーザーとベンダーによる異業種間連携を通じ、県内企業におけるデジタル技術導入を促進します。

---

## 4 資金の供給の円滑化

---

### 【現状等】

事業者にとって、日々の事業活動においても、また事業拡大に向けても、資金調達が円滑に行われることが必要不可欠です。東日本大震災の影響などにより、依然厳しい経営環境にある事業者もいる中で、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響も加わり、多くの中小企業・小規模事業者にとって、事業継続に向けた資金調達が喫緊の課題となり、実質無利子・無担保融資などの手厚い資金繰り支援が講じられました。

今後は、感染拡大による経済活動への影響の長期化に伴い、融資後のモニタリング、個々の事業者の実情に応じた条件変更など、元金や利子の償還開始に向けて、きめ細かなフォローが求められています。

加えて、地域経済の発展を持続可能なものとするためには、経営者の高齢化などに伴い課題となっている事業承継や新たに起業しようとする事業者への資金面での支援が必要となっています。

### 【施策の方向性】

中小企業・小規模事業者の持続的・安定的な発展に寄与するため、平常時の経営基盤の安定に向けた支援に加え、経済情勢の急速な変化や自然災害に際しての迅速な資金手当などについても、事業者が利用しやすく、ニーズに応じた県の融資制度を構築していきます。また、事業拡大や創業などについても積極的に支援していきます。

加えて、事業承継や新たな分野に進出しようとする事業者が必要な資金を円滑に調達することができるよう、必要な支援を実施します。

さらに、円滑な資金調達を支える各金融機関等が、取引先である中小企業・小規模事業者に対して、県の中小企業支援施策を積極的に情報提供できるよう、様々な機会を通じて情報交換・意見交換を行える体制を引き続き構築していきます。

### 【具体的な取組】

#### (1) 経営安定のための資金供給

- ・経済環境の変化や災害等により経営が不安定となっている中小企業・小規模事業者に対し、事業を継続するために必要な運転・設備資金を、民間金融機関を通じ、長期低利で融資します。
- ・円滑な資金供給のため信用保証協会の保証付が基本となりますが、事業者が負担する信用保証料率について、宮城県信用保証協会の基本料率から引き下げることにより、事業者の保証料負担軽減を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、資金繰りに苦慮する中小企業・小規模事業者の増加が懸念されることから、金融機関に条件変更などの柔

軟な対応を求めるとともに、事業者の経営改善や事業再生を支援します。

## (2) 成長・発展のための資金供給

- ・県内への工場立地を促進するため、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得費を低利で融資します。
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利で融資します。
- ・創業や経営改善など中小企業・小規模事業者の積極的な取組に対する資金について、県制度融資を通して長期低利な資金を融通します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業など、県が集積を目指す産業において事業の拡大又は参入を図る中小企業・小規模事業者向けの融資では、通常よりも信用保証料を引き下げます。

## (3) 東日本大震災からの復旧・復興に対応した資金供給

- ・震災により事業活動に支障を来している中小企業・小規模事業者に対して県制度融資を通して長期低利資金を融通するとともに、通常より保証料負担を軽減します。また、直接被害を受けた中小企業・小規模事業者の借入れに対する利子補給を行います。
- ・被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループの事業者等に対して、復旧に必要な施設等の整備資金を長期・無利子で貸し付けます。

## (4) 金融機関等との連携強化

- ・県の制度融資等をより実効性のあるものとするために、金融機関等を対象とした金融制度説明会の充実や各関係機関への積極的な情報提供を図ります。

## (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への資金支援等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、資金繰りに苦慮する中小企業・小規模事業者の増加が懸念されることから、金融機関に条件変更などの柔軟な対応を求めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善や事業再生を支援します。

---

## 5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

---

### 【現状等】

県内の大学等卒業者の半数以上が県外に就職しており、また、業種や職種により求人・求職の状況に大きな隔りがあることから、いわゆる求人・求職のミスマッチが発生しており、特に小規模事業者における人材の充足率が低くなっています。この背景には、少子高齢化により生産年齢人口そのものが減少しているといった構造的な要因による影響があり、今後も継続することが予想されることから、高齢化に伴う後継者不足とともに、深刻な人手不足は、経営の安定化にとって大きなリスクとなっています。

必要な人材の確保に向けて、県内の高校・大学等の卒業生やU I J ターン希望者が、人材を求める県内の中小企業・小規模事業者により多く就業することができるよう、求職者とのマッチング支援を行うとともに、後継者やデジタル技術を活用できる人材な

ど、将来の企業の中核となる優秀な人材を確保・育成する必要があります。また、女性の活躍に向けた取組が進んでいないと考えている中小企業・小規模事業者が多いことや、高齢者の就業割合が全国的には低位であることなどから、性別、年齢、障害の有無、国籍等あらゆる状況に応じた雇用環境の整備を進める必要があります。

### 【施策の方向性】

若年層、子育て層、高齢者、障害者等、様々な状況に対応した職業能力開発や職業相談等を通じ、就業を希望する人の支援を行います。

「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」に基づき、宮城労働局など関係機関と連携しながら学校教育段階からの職業観の醸成や、専門技術の習得などの教育課程の充実等による人材の育成を図るとともに、雇用のミスマッチをできる限り解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、みやぎジョブカフェや地学地就コーディネーターなどによる各種就職支援の充実を図り、地元中小企業・小規模事業者への人材の定着を進めます。また、UIJターン促進の取り組みにより、県外からの人材の確保を図ります。

さらに、働きやすい労働環境や、働きがいのある職場環境の整った企業が多くなるよう、啓発活動などを通して仕事と生活の調和が取れた、労働環境の確保の取組を推進します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 人材の育成及び確保

##### ①人材育成に関する学校教育の充実

- ・専門高校等において、企業OB等の熟練技能者による指導や現場実習など、企業と連携した実践的な授業や体験活動等を行うとともに、大学・研究機関・企業等との連携による専門的職業人の育成を図ります。また、教員を最先端の技術等を有する企業に派遣して最新技術等を習得させ、実践的指導力の向上を図ります。
- ・県立高校に地学地就コーディネーターを配置し、企業の採用情報等を高校につなぎ、教員が生徒等との進路相談等によるマッチングを行うことにより、職場定着や早期離職防止を支援します。
- ・県立高校において進路達成や次代を担う人材育成のため、将来の志望や職業選択などに対する心構えの教育を充実させます。

##### ②産業人材の育成

- ・「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」において、産学官の連携のもと、参画機関が取り組むリスキリングやリカレント等による多様な人材育成施策の展開を支援します。
- ・大学生等を対象に、高度電子機械産業分野及び自動車関連産業の専門的な研修等を実施します。また、県内ものづくり企業でのインターンシップの機会を提供します。

##### ③技術や資格等の習得

- ・航空機や医療、ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに、情報関連産業において必要とされる人材の育成を支援します。
- ・高等技術専門学校において、在職者を対象に新技術等に対応した技能や知識の習



得のほか、新入社員を対象に基本的な技能を習得する在職者訓練を実施します。

- ・障害者や離職者などの就職及び再就職に必要な知識・技能の習得のため、研修や職業訓練、就業体験の場の創出等を行います。

#### ④新規学卒者等に対する支援

- ・新規高卒者及び大卒者等の就職と、県内事業所の優秀な人材確保を支援するために、企業説明会や合同就職面接会などを開催します。
- ・みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）を設置し、ハローワークと連携しながら若年求職者等を対象に、キャリアコンサルティングや就職支援セミナー、職業紹介などの就職に向けた支援を行います。また、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等に対してコミュニケーションなど社会適応への訓練や職場見学などを実施し、経済的・社会的に自立できるよう支援を行います。
- ・ものづくり人材を確保するため、高校生等を対象として、企業の認知度向上や技術・技能の向上を図る取組を実施することにより、県内企業への就職を促進します。
- ・首都圏等に在住する本県出身学生や県内学生の県内への定着を促すため、県内ものづくり企業でのインターンシップを実施します。

#### ⑤障害者に対する支援

- ・県内企業と障害者を対象とした合同就職面接会を開催します。
- ・企業への訪問やセミナーの開催等により普及啓発を行うほか、県内企業と支援団体等との調整を行うなど、企業の障害者雇用に向けた支援を行います。
- ・就職及び再就職に必要な知識・技能の習得を希望する障害者に対して、宮城障害者職業能力開発校において職業訓練を行います。
- ・障害者の就労支援を図るため、県庁内において軽易な事務作業等の職場実習を実施します。

#### ⑥女性・中高年齢者等に対する支援

- ・県内各地に設置したみやぎ人財活躍応援センター（みやぎシゴトサポーター）において、登録制により、女性や高齢者等を含め1人1人の状況に応じた就職支援を行います。
- ・事業主都合により離職を余儀なくされた中高年齢者を雇い入れた事業者に対し奨励金を支給します。
- ・ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。

#### ⑦U I J ターン等の支援

- ・みやぎ移住サポートセンターを設置し、相談対応やマッチング支援、イベントへの出展など市町村や民間等との連携を図って首都圏等からの移住などを促進します。また、学生のU I J ターン就職を支援する「みやぎI J U（移住）ターン就職支援オフィス」を設置し、首都圏等からのU I J ターン就職による企業の人材確保を支援します。
- ・宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内企業の経営強化に資する「プロフェッショナル人材」の活用を促すとともに、民間人材ビジネス事業

者等との連携により、県内企業が首都圏等のプロフェッショナル人材を確保できるよう支援します。特に、民間人材ビジネス事業者を通じて県外に居住するプロフェッショナル人材を採用する際の紹介手数料を助成し、県内中小企業・小規模事業者等への人材還流，U I J ターンを促進します。

- ・東京圏を中心とした創業情報提供や創業セミナーの開催，相談等対応を実施し，県内での創業を推進します。

## **(2) 働き方改革の普及・啓発とワーク・ライフ・バランス**

- ・働き方改革に取り組む企業の優良事例の紹介など，広く働き方改革の機運醸成に取り組み，時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進を図るとともに，多様で柔軟な働き方が表現できる労働環境の整備を促進します。
- ・事業者への専門家派遣やセミナー開催を通じて，採用から職場定着，更には非正規社員の正社員化などの処遇改善への支援を行います。
- ・経済団体や関係団体，行政等が連携・協力して，女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに，事業所等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ることにより，両立支援等の充実した職場環境づくりを促進します。

## **(3) 生産性改善の支援**

- ・事業者の経営力強化や人員の適正配置を図るため，（公財）みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性改善の取組を支援するとともに，生産性向上に資する新たな設備導入を支援します。

## **(4) 外国人材の受入れ**

- ・県内在住外国人の増加傾向が続く中，留学生の多い本県の特徴を活かすため，企業と留学生とのマッチングや交流会等を通じ，採用意欲のある県内企業のすそ野を拡げ，留学生の地域定着につながる取組を強化します。
- ・恒常的に人手が不足している業種において，外国人材の受け入れ促進や技能実習生の特定技能への転換を支援し，人手不足の解消につなげます。
- ・外国人材が活躍しやすい地域づくりのためには，受入環境整備が重要なことから，外国人相談センターの設置や多言語情報発信の強化，地域で日本語を学ぶことができる体制の構築に加え，地域住民との交流促進などの取組を行います。

## **(5) デジタル化の促進に必要な人材の育成・確保**

- ・航空機や医療，ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに，情報通信関連産業において必要とされる人材の育成を支援します。
- ・デジタル化の進展に対応するため，企業が求める I T スキルに対応した離職者等再就職訓練等におけるコースの新設やオンライン訓練を通じて I T 人材を育成し，県内企業への再就職を支援します。
- ・企業課題等の解決に向けデジタル技術を自社業務に応用可能な人材を育成する，全業種向けのリカレント教育を実施します。

## **(6) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新たな行動・生活様式にも対応する働き方改革の促進に向けた支援**

- ・働き方改革に取り組む企業の優良事例の紹介などを通じ，朝方勤務やフレックス

タイム制、テレワークなど新型コロナウイルス感染症拡大時の事業継続に向けた対策としても有効な、多様で柔軟な働き方の導入促進に向けた機運醸成を図ります。

---

## 6 産業の集積等

---

### 【現状等】

高度電子機械産業や自動車関連産業などの企業誘致、集積に取り組んだ結果、県内総生産に占める第二次産業のシェアが拡大しており、今後も、ものづくり産業の更なる発展に向け、企業誘致・集積を進めていく必要があります。

さらに、2023年度稼働予定の次世代放射光施設は最先端の研究開発基盤であり、エレクトロニクスや素材、創薬など様々な研究開発に活用されるため、この新たな本県の強みを活かした研究施設や製造拠点の集積を図る必要があります。

東日本大震災から10年が経過しても今なお影響が残る沿岸部については、水産加工業を中心とした地域産業の再生・活性化を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大やカーボンニュートラルを始めとしたSDGsへの対応など社会環境の変化を見据え、今後も産業集積を推進するためには、インフラの整備や融資制度の充実などによって県内への立地を積極的に誘引するとともに、立地した企業間の連携体制を整えることが必要とされます。

### 【施策の方向性】

工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行い、高度電子機械関連産業や自動車関連産業、食品関連産業などの誘致を進めるほか、次世代放射光施設を核とした研究開発拠点等の集積についても着実に進め、雇用機会の創出を図り、地域経済の活性化を促進します。

また、各産業技術のイノベーションや変化するニーズに対応するため、AIやIoTといった先進的技術の活用を推進するとともに、沿岸部については、水産加工業の「成長産業化」に向けた支援や食品産業の振興や観光と連携した取組等を進めます。

### 【具体的な取組】

#### (1) 企業立地の推進

- ・工場等の新增設を行う事業者に対し、投資規模に応じて奨励金を交付します。
- ・工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得に必要な資金を低利で融資します。
- ・新たな産業用地造成に取り組む市町村に対し、工場用地造成に係る事業に必要な資金について無利子貸付を行います。
- ・海外からの企業誘致を図るため、本県の投資環境を国内外に発信し、本県への投資を促進します。

#### (2) 高度電子機械関連産業・自動車関連産業の集積及び高度化

- ・自動車関連産業等の県内への集積を一層推進するため、名古屋産業立地センターを拠点に誘致活動を展開していきます。また、自動車関連産業の一層の振興を図るため、地元企業の取引機会拡大や人材育成、技術開発の促進などの総合的な支援を行います。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の分野で企業等との連携協力のもと、研究

開発成果の技術移転を行い、地元企業の高付加価値製品の開発や実用化を支援します。

- ・ 2023年度稼働予定の次世代放射光施設について、県内企業の利用促進を図るため、産業技術総合センターが企業と同施設との技術的な橋渡しを行えるよう準備を進めるとともに、仙台市や関係機関と連携しながら、企業の理解促進を図ります。

### (3) デジタル技術の普及及び情報産業の集積促進

- ・ 様々な分野や場面でのデジタル技術の効果的な普及・活用のため、先駆的な知見の活用と県のコーディネート機能の強化に取り組みます。
- ・ 情報通信関連産業の集積に取り組むため、情報通信関連企業の開発拠点、事務業務オフィスの進出に対して奨励金を交付するほか、企業立地セミナーを開催することで誘致を図ります。

### (4) 沿岸地域産業の持続的発展と再生

- ・ 水産関連産業の同業・異業種間の協業、連携に向けた取組を促進するなどにより、地域で稼ぐ力の強化を図ります。
- ・ 企業間、産学官連携による新技術開発や水産技術総合センター水産加工開発チームなどによる新商品開発、商品づくりなどの支援に取り組みます。
- ・ 各種媒体を活用した広報・PRを実施するほか、商談会の開催や大規模商談会への県ブース出展による販路開拓・マッチング支援等、県内外での消費・需要拡大に向けた取組を実施します。
- ・ 深刻な人材不足も踏まえ、(公財)みやぎ産業振興機構において、ものづくり産業支援で培ったノウハウを活かした生産現場改善などによる生産性の向上や人材育成、経営改善等の支援に取り組みます。
- ・ アジアなどの新興国を中心に、水産加工品の輸出に向けた取組のほか、HACCP認証取得などを支援します。
- ・ 沿岸地域のまちづくりの進展に応じた仮設店舗から本設店舗への移行や新たな商店街の整備・発展に向けた支援を実施します。
- ・ 沿岸地域の企業が取り組んでいるセルロースナノファイバー(CNF)や直交集成板(CLT)、3Dプリンタによる金属積層造形といった新たな技術によるイノベーションを後押しし、新たな産業の芽を育てていきます。
- ・ 震災の伝承や防災・震災教育に代表される復興ツーリズムや3.11伝承ロードなどを活用したサイクリング・トレッキングなど「みやぎらしい」観光コンテンツの磨き上げや付加価値の向上を図るとともに、農林水産業等との連携を強化し、体験・滞在型のプログラムの拡充を進めます。

### (5) クリーンエネルギー等関連産業の振興

- ・ 新たな産業集積と地球温暖化対策の両立を図るために、クリーンエネルギー関連産業の集積などを促進します。また、クリーンエネルギーや省エネルギー関連分野の産業振興と関連設備等の製品化を図るために、製品開発等を支援します。
- ・ 環境負荷の低減や災害対応能力の強化に加え、経済波及効果が期待できる水素エネルギーの利活用推進に取り組みます。

### (6) 産業集積のための環境整備

- ・ 事業者の技術的課題の解決や技術高度化による産業集積を図るため、産業技術総

合センターに高度な機器等を整備し、民間事業者に開放します。

- ・物流の円滑化などのために、工業団地や主要道路等に交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑を図ります。
- ・ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。

---

## 7 商業の振興等

---

### 【現状等】

県内の商店街においては、大型店舗の郊外立地や生活スタイルの変化等によるまちの重心の移動などによって、閉店が相次ぐなど、地域の賑わいやコミュニティーを支えてきた商店街の機能が大きく低下し、特に、高齢者など移動手段を持たない方を中心に、身近な地域の買い物環境の悪化が問題となっています。地域の賑わいやコミュニティーの再生を図るためにも、商店街の低下した機能を再生させる必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業時間の短縮や不要不急の外出自粛などによって、飲食・観光関連事業者を始めとした多くの事業者の売上げが減少し、商店街や地域経済も大きな影響を受けています。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新しい行動・生活様式が浸透し、ITツールを活用した非接触型の商取引が普及・拡大しており、商店街がこれまで行ってきた従来型の商取引だけでは、今後の需要の回復・拡大が見込めない懸念もあることから、地域の実情に応じ、事業環境の変化に対する柔軟な対応が必要となっています。

商店街を始めとする地域経済の活力の低下を防ぐためには、「住民の暮らしを支える視点」と、「経済社会全体の大きな変化への対応の視点」などから、地域の賑わいや事業環境の整備などをどのようにして進めるかが重要な課題となります。全国的には、キャッシュレス決済の導入や商店街アプリの開発、ECサイトの構築、デジタル技術の導入による働き手の減少と働き方改革への対応、自動運行システム、ドローンなど新技術を活用した新たなサービスの検討、新たな顧客の獲得に向けた業態転換などの取組が進められています。

### 【施策の方向性】

商店街ビジョンの形成や商店街活動の担い手の創出、商工会、商工会議所への支援などにより、賑わいのあるまちづくりへの取組を促進し、魅力的で発展的な商店街の構築を図ります。また、大規模集客施設の商業系の用途地域等への立地誘導などにより、コンパクトで活力あるまちづくりを側面から支援します。

人口減少と高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい行動・生活様式の浸透など事業環境への柔軟な対応を支援するため、事業者のデジタル化や事業再構築など、新たな事業分野への進出を支援します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 商店街の活性化

- ・人口減少や後継者不足といった地域の課題やニーズに対応した、次世代を見据えた持続的で発展的な商店街の構築を図るため、商店街ビジョンの形成やビジョンを実現するための取組を支援します。

- ・社会構造の変化や生活様式の変化など、地域の担い手が自らその課題に気付き、主体的に新たな賑わいを創出していく魅力的で持続可能な商店街の構築を図るため、商店街活動の新たな担い手やリーダーの創出を図るとともに、その主体的な取組を支援します。
- ・商店街活性化のための指導や研究等の事業に対する支援のほか、移動販売など新たな販売手法に取り組む商店街組織や商業事業者等を支援します。

## (2) 将来を見据えたまちづくり

- ・「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、特定大規模集客施設について届出制度の運用などにより立地誘導地域への立地誘導を行うほか、地域貢献活動の実施を促進します。

## (3) 新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた支援

- ・新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた持続発展的な取組や商店街等が実施する集客促進を図る取組が重要であることから、商店街等が行うPR動画作成やイベント開催などの集客促進策、コワーキングスペースの設置等の環境整備など新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた積極的な取組を支援します。

---

## 8 地域資源の活用等

---

### 【現状等】

本県には、各地域に農林水産物や観光資源を始めとした地域資源が豊富に存在しています。中小企業・小規模事業者が、今後も持続的に発展していくためには、更なる地域資源の活用が必要であり、農商工の連携により、観光関連も含め、新たな商品開発や販路開拓の取組が必要となっています。

特に、販路開拓に向けては、人口減少に伴い需要の減少が見込まれる一方、ITツールの発達による情報格差の縮小により、事業規模にかかわらず、国内外の新たな市場へのアクセスが比較的容易になっており、中小企業・小規模事業者が、ITツールを十分活用した事業展開が行えるようデジタル化を推進する必要があります。

加えて、観光分野においては、2018年には、県内の観光客入込数が東日本大震災前の水準を大きく超え、過去最高の水準となっていたものの、観光関連事業者は、飲食関連事業者とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けており、収束後の観光客の回復に向けて、旅行者のニーズに沿った情報発信や観光コンテンツの造成、Ma a Sの試行、ワーケーションなどによる新たな旅行スタイルの需要拡大に向けた取組を通じて、地域活性化につなげていくことが必要となっています。

### 【施策の方向性】

地域の特色ある農林水産資源などを活用した新製品の開発や国内外における販路拡大、農商工連携など企業間連携を積極的に支援します。また、国内外からの観光客獲得のため、観光コンテンツの創出と磨き上げを進めながら、安心して利用できる受入環境を整備するとともに、旅行者が求める情報を適切に発信するなど、プロモーションに努め、宮城のファンを増やし、交流人口に加え、関係人口の創出拡大を目指します。

## 【具体的な取組】

### (1) 農林水産資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・農林水産物等多様な地域資源を活用した創意ある取組を行う食品製造業者に対し、商品開発や販路開拓を支援します。
- ・農林漁業者や商工業者が地域資源を活用して行う6次産業化や農商工連携等の取組を支援します。
- ・県産食材のブランド化を推進するとともに、地域イメージである「食材王国みやぎ」の全国的な定着を目指します。
- ・みやぎ材利用センターの活動を強化することにより優良みやぎ材の適時・適切な供給体制を確立し、県産木材製品の信頼性を高めるとともに、一般住宅等へのPRを実施し、普及を促進します。
- ・消費者、生産者・事業者及び行政が協働して安全で安心できる食の実現を目指し、県民参加運動を展開します。
- ・今後も本県への観光客入込数については拡大が期待されることから、観光関連産業との相乗効果を得るために、水産物・水産加工品、農産品等の商品開発や消費拡大を支援します。

### (2) 観光資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・市町村や観光関連団体と連携し、本県の魅力ある観光資源を、県内をはじめとする全国の消費者に向けて発信するとともに、安心して宮城へ訪れていただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、宮城へ訪れるお客さまに対し、おもてなしの取組を実践します。
- ・観光地域づくり法人（DMO）への支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを進めるとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化し、体験型プログラムの充実を図り長期滞在につなげます。また、県内の各地域でDMOなどを中心として、県、市町村を始め、県民・観光事業者・観光関連団体や関連する多くの産業の関係者が連携し、宮城を訪れた多くの観光客がリピーターとなり、本県をゲートウェイとして宮城・東北を周遊する好循環が生まれるよう取り組みます。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行います。
- ・「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター（みやぎ観光復興支援センター）」において、県内外からの教育旅行、防災・減災教育及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。
- ・外国人観光客を誘致するために現地サポートデスクの設置、旅行博出展などの各種プロモーション事業の実施、—や東北観光推進機構を中心とした東北各県等との連携による誘客促進を行うとともに、看板やWEBサイト、公衆無線LANの整備など外国人観光客が安心して旅行できるような環境を整えます。

### (3) その他資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興等

- ・各地域や市町村等が主体的に地域の課題を検討して、農林水産物や伝統的工芸品といった地域資源などの活用を推進する取組や再生可能エネルギーを活用した地域づくりに対する支援を行います。

### (4) デジタル技術を活かした地域資源の活用促進

- ・デジタル技術を活用した、食・自然・歴史・文化等の地域資源を活かした観光コ

ンテンツの造成等を促進します。

- ・観光客誘致のためのデジタル広告や、SNSを活用したプロモーションについて、デジタルマーケティングの手法を活用し、旅行者の需要等を分析しながら効果的に実施します。
- ・外国人観光客を誘致するために現地サポートデスクの設置、旅行博出展などの各種プロモーションを行うとともに、看板やWEBサイト、公衆無線LANの整備など外国人観光客が安心して旅行できるような環境を整えます。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた需要の喚起

- ・国内外から観光地として選ばれるためには「安全安心の可視化」は必要不可欠であり、観光関連事業者の支援のため、一定の基準を満たした新型コロナウイルス感染症対策を講じている宿泊施設や観光施設に対してポスターやステッカーを配布するなど、安全・安心な取組の見える化を推進します。
- ・宿泊事業者への割引支援等、大きく落ち込んだ県内の観光需要回復を図ります。
- ・中部以西からの誘客を促進するため、航空会社等と連携したプロモーション等を実施し、観光需要の喚起を促します。

---

## 9 事業承継への支援

---

### 【現状等】

2021年版中小企業白書によると、全国の経営者の平均年齢は、2009年が59.6歳であったのに対し、2019年は、62.2歳となっています。また、60歳の経営者のうち、48.2%が後継者不在であるとされていることから、事業承継などの新陳代謝が進まなければ、今後10年間で、経営者の約半数が、平均引退年齢といわれている70歳を超える状況となり、多くの事業者が廃業等を選択する懸念があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、売上げが減少している中小企業・小規模事業者が多く発生しており、無利子・無担保融資など当面の資金繰りに対する支援策なども実施されているところですが、感染症拡大による経済への影響の長期化や、感染症拡大を契機とした新しい行動・生活様式の浸透により、従来の対面型の商取引からICツール・システムを活用した非接触型の商取引への移行が進むなど事業環境にも変化が生じており、円滑な債務の返済と事業継続に向けて、事業環境の変化に柔軟に適応し再び成長していくことが必要となっています。

こうした状況の中、経営者の事業承継への意識や具体的な取組は、全国的にもあまり高いとはいえず、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所・金融機関など支援関係団体の取組の更なる連携と活用促進が必要となっています。

県内企業のほとんどを占める中小企業・小規模事業者の廃業の増加は、地域の雇用や製造業におけるサプライチェーンの喪失など地域の産業基盤そのものの脆弱化につながるだけでなく、商店街など、地域コミュニティーの生活支援の機能・役割を担うべき場の弱体化など、地域の活力の低下を招くおそれがあります。

円滑な事業承継には、場合によって、5年から10年という長い準備期間が必要となることから、地域全体において、事業承継の必要性について考え、行動することが、喫緊の課題となっています。



## 【施策の方向性】

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターなど国の事業と連携するとともに、商工会や商工会議所、金融機関、国関係機関などで構成される宮城県事業承継ネットワークに参画し、円滑な事業承継を促進します。

また、国からの権限委譲により県が行っている、事業承継に係る税制上の支援措置の活用に係る周知を行うとともに、迅速かつ円滑に認定手続きを行います。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした事業環境の変化に対する中小企業・小規模事業者の柔軟な対応や今後の持続的な成長・発展を促進するため、事業承継に対する事業者の意欲を喚起するとともに、経営資源の有効活用のため、M&Aなど様々な手段の活用を希望する事業者を支援します。

## 【具体的な取組】

### (1) 宮城県事業承継ネットワーク等による支援

- ・商工会、商工会議所、金融機関等及び行政など宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断や普及啓発事業を通じた早期準備を促す取組や国の専門家派遣等を活用した事業承継に向けた各種支援を実施します。

### (2) 宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した支援

- ・後継者不在の事業者に対しては宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継のワンストップ支援に取り組みます。

### (3) 事業承継に係る制度の周知

- ・中小企業・小規模事業者が事業を承継するに当たっての特例制度（事業承継税制）について、その適用を受けるための認定等を行うとともに、その制度の周知などを図ります。

### (4) 事業承継を通じた企業の成長支援

- ・企業の成長・発展を促すため、親族や従業員等以外の第三者承継やM&Aの取組を推進します。

---

## 10 災害発生後における支援

---

### 【現状等】

東日本大震災により、本県の中小企業・小規模事業者は、沿岸部はもとより広く県内において甚大な被害を受けました。各地で復興が進んでいますが、真の復興には本県の産業経済の中核をなす中小企業・小規模事業者が立ち直らなければなりません。このため、被災施設等の早期復旧や事業再生のための補助金、金融、各種の相談などの支援を実施してきたほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害を払拭することが必要です。

また、近年大規模化・多様化する自然災害や事故などに際しても、中小企業・小規模事業者の負担が軽減され事業を継続することができるよう迅速な対応が求められます。

### 【施策の方向性】

東日本大震災の対応では、被災した事業者の販路・売上が回復し、再び本県の経済

を力強くけん引できるよう、販路開拓等の支援などを行うほか、被災地の食品等に対する風評が払拭されるよう情報発信などを行います。

また、今後災害が発生した場合には、災害の種類や被災状況に応じた相談体制の整備や、各種支援策を速やかに検討します。

## 【具体的な取組】

### (1) 東日本大震災からの復興支援

#### ①相談や助言などの体制の整備

- ・被災事業者の計画的復興を支援するため、専門家が訪問指導等により助言を行います。
- ・中小企業の経営再生に向けた対応を行っている産業復興相談センターに対しての支援などを行います。

#### ②金融支援や補助・貸付など

- ・震災により事業活動に支障を来している事業者に対して金融支援を行うとともに、直接被害を受けた事業者に対する利子補給を行います。
- ・被災地における創業及び雇用の創出を支援するため、県内で創業する事業者に対してスタートアップ資金を支援します。
- ・中小企業者等の二重債務問題に対応するため、既往債務の買取を行う「宮城産業復興機構」に出資します。
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利の資金貸付を行います。
- ・震災により甚大な被害を受けた地域で事業再開等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、施設・設備の復旧を支援します。
- ・震災などにより雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業に対して助成を行うことで、投資や雇用の意欲を喚起していきます。

#### ③販路回復や競争力向上のための支援

- ・震災により販路を失った中小企業・小規模事業者の販路回復・拡大のため、各種展示会や商談会などの開催を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者による製品の改良や販売戦略に反映させるため、市場ニーズの把握等に向けたマーケティング活動の支援を行うほか、商品力の向上に向けた取組を支援します。また、高度電子機械産業や自動車関連産業への新規参入及び取引機会の拡大のための技術支援などを行います。
- ・食品製造業者の販路開拓のため、首都圏バイヤー向け商品カタログの作成、山形県等と連携した商談会の開催や首都圏での大規模商談会への県ブース出展等を行います。
- ・食品製造業者が行う、商品づくりから商談活動までを総合的に支援します。

#### ④観光の回復や風評払拭

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害抑制のための観光PRや農林水産物のプロモーション展開など、積極的な情報発信を行います。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行います。
- ・県内外からの教育旅行、防災・減災教育及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅

行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。

## (2) 災害等発生後の対応

- ・災害を受けても中小企業・小規模事業者の事業継続が可能となるよう、中小企業・小規模事業者における事業継続マネジメント（BCM）の取組を促進したり、防災活動の中心となる防災リーダーを育成します。
- ・災害の種類や被災内容等に応じて、関係する部署に相談窓口を速やかに開設するなどして、被災中小企業・小規模事業者等の緊急の経営課題などに対応します。
- ・災害時における中小企業・小規模事業者の当面の資金繰りの確保や、施設等の復旧に要する資金の確保について支援します。

## (3) 新型コロナウイルス感染症再拡大などへの対応

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大など、地域経済への影響が懸念される事態が生じた際には、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構など関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の経営課題に対する相談に、迅速かつきめ細かに対応するとともに、資金繰りが厳しい事業者の増加が懸念される場合には、金融機関に条件変更などの柔軟な対応を求めるなど、経営改善や事業再生を支援します。また、国等関係機関と連携し、需要回復など地域経済の回復に向けた取組を行います。

# V 計画の進行管理

## 1 推進に当たっての関係機関との連携

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、中小企業・小規模企業支援団体との緊密な連携のもと、国や市町村、金融機関等なども協力しながら基本計画の着実な推進を図っていきます。

## 2 施策の展開のための情報発信

中小企業・小規模事業者が県の施策を容易に知ることができ、必要とする方に対して施策が確実に届くように、県が行う説明会や頒布物・ウェブサイトなどによる施策の広報については、より分かりやすいものとなるよう心がけます。

## 3 実施状況の公表と基本計画の見直し

### (1) 基本計画の公表

条例第23条に基づき、策定した基本計画をウェブサイト上などで公表します。

### (2) 施策の実施状況の検証と公表

施策の実施状況は、毎年度、中小企業・小規模企業支援団体や金融機関などの意見を聴いた上で検証を行い、その内容を公表します。

なお、意見聴取に当たっては、商工会連合会などの中央組織はもとより、各地域の支援団体などからも意見を聴くこととします。

### (3) 基本計画の見直し

基本計画の最終年度である令和6年度には、社会情勢の変化や毎年度聴取した中小企業・小規模事業者支援団体などからの意見の蓄積を踏まえた新しい基本計画を策定します。

なお、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化などがあった場合には、適宜基本計画の内容を見直すこととします。

(参考)

中小企業・小規模企業の振興に関する条例

本県の中小企業・小規模企業は、本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、本県産業活力の源泉であるとともに、地域のまちづくりや文化の形成を促進するなど、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している重要な存在である。

しかしながら、少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化等の急速な進行により、中小企業・小規模企業は、日に日に激化する企業間競争に直面している。さらに、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の発生により、本県の中小企業・小規模企業は、かつて経験したことのない厳しい経営環境に直面することとなった。

このような中で、中小企業・小規模企業が多様で活力ある成長発展を続けていくためには、中小企業・小規模企業自身が経営の改善及び向上を積極的に図るよう努めるとともに、地域社会全体として、中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠であることを強く認識し、支援することが必要である。特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、事業の持続的発展が図られるよう支援することが必要である。

こうした状況に鑑み、中小企業・小規模企業の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、中小企業・小規模企業を支援する施策の総合的な推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業・小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、県内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「教育機関等」とは、大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。

6 この条例において「大企業者」とは、中小企業・小規模企業以外の会社をいう。

7 この条例において「産学官金の連携」とは、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、教育機関等、国及び地方公共団体並びに金融機関等が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということ踏まえ推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

6 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(中小企業・小規模企業の取組)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第六条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、県等(国、県及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第八条 教育機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十条 県民は、中小企業・小規模企業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営の革新等)

第十一条 県は、中小企業・小規模企業の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援の体制の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進)

第十三条 県は、中小企業・小規模企業の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の供給の円滑化)

第十四条 県は、中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業・小規模企業を対象とする融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進)

第十五条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)等に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備の促進を図るため、情報の提供、経営管理者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積等)

第十六条 県は、地域特性に応じた産業の集積等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、県内への企業の立地の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の振興等)

第十七条 県は、商業の振興等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、商店街の活性化、まちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域資源の活用等)

第十八条 県は、多様な地域資源の活用等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、農商工等連携(中小企業・小規模企業と農林漁業者との連携をいう。)による事業活動の促進、技術の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業が円滑に事業の承継を行うことができるよう、後継者の育成の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害発生後における支援)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業が東日本大震災からの復興を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第二十一条 県は、第十一条から前条までに掲げる施策を講ずるに当たっては特に小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(計画の策定)

第二十三条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の計画に基づく施策の実施に当たっては、あらかじめ、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証)

第二十四条 知事は、毎年度、前条の計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**新・宮城の将来ビジョン実施計画（前期：令和3年度～令和6年度）  
の主な目標指標**

	目標指標等	初期値	目標
1	企業立地件数(累計)	347 件 (R1 年)	465 件 (R6 年)
2	企業集積等による雇用機会の創出数(累計)	18,677 人 (R2 年度)	25,250 人 (R6 年度)
3	産学官連携数	2,234 件 (R1 年度)	2,594 件 (R6 年度)
4	知的財産の支援(知的財産関連成約)件数(累計)	264 件 (R1 年度)	299 件 (R6 年度)
5	製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	40,080 億円 (H30 年)	41,289 億円 (R6 年)
6	県が海外進出や販路開拓支援を実施した企業数(者) (累計)	20 者 (R2 年度)	114 者 (R6 年度)
7	観光客入込数	6,796 万人 (R1 年)	※7,000 万人 (R6 年)
8	外国人延べ宿泊者数	53.4 万人泊 (R1 年)	※50 万人泊 (R6 年)
9	観光消費額	3,989 億円 (R1 年)	※4,000 億円 (R6 年)
10	サービス業の付加価値額	27,720 億円 (H29 年度)	28,560 億円 (R6 年度)
11	水産加工品出荷額	2,327 億円 (H30 年)	2,376 億円 (R6 年)
12	木材・木製品出荷額	849 億円 (H30 年)	963 億円 (R6 年)
13	製造品出荷額等(食料品製造業)	6,576 億円 (H30 年)	6,900 億円 (R6 年)
14	付加価値額(食料品製造業)	2,197 億円 (H30 年)	2,500 億円 (R6 年)
15	国際水準 GAP 導入・認証総数(農業)(累計)	160 件 (R1 年度)	241 件 (R6 年度)
16	就業率	60.1% (R1 年)	62.0% (R6 年)
17	高校生の県内製造業就職率	32.6% (H30 年度)	35.0% (R6 年度)
18	所定外労働時間数	10.2 時間 (R1 年度)	8.7 時間 (R6 年度)
19	キャリアアップに向けた人材育成等を目的としたプログラム推進件数	59 件 (R2 年度)	62 件 (R6 年度)
20	開業率	3.6% (R1 年度)	4.8% (R6 年度)
21	仙台空港乗降客数	371.8 万人 (R1 年度)	※371.8 万人 (R6 年度)
22	仙台空港国際線乗降客数	37.9 万人 (R1 年度)	※37.9 万人 (R6 年度)
23	東北6県及び新潟県の延べ宿泊者数	4,294 万人泊 (R1 年)	※3,835 万人泊 (R6 年)
24	雇用支援拠点における支援者の就職件数(累計)	0 人 (R2 年度)	4,215 人 (R6 年度)
25	高年齢者雇用率	15.0% (R2 年)	17.8% (R6 年)
26	障害者雇用率	2.11% (R1 年)	2.30% (R6 年)
27	女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	34 社 (R2 年度)	46 社 (R6 年度)
28	「みやぎ移住サポートセンター」を通じた UIJ ターン移住者数(累計)	348 人 (R1 年度)	790 人 (R6 年度)
29	外国人雇用者数(技能実習生を除く)	9,118 人 (R1 年)	15,033 人 (R6 年度)
30	商店街の活性化状況(営業店舗増減率)	99% (R2 年度)	95% (R6 年度)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年3月時点において暫定的な目標値として設定したもの。



宮城県経済商工観光部 中小企業支援室

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2745

FAX：022-211-2749

電子メール：chukisip@pref.miyagi.lg.jp

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/index.html>